

川西市一般廃棄物処理基本計画

(素案)

かわにし 新時代へ

令和6（2024）年3月

川西市

目 次

第1章 はじめに（基本計画の改定にあたって）	1
1. 計画の基本的事項	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の期間	3
(4) 計画の対象	4
(5) 分別区分と収集・処理体制	5
2. 計画改定の背景～世界と日本の動向～	7
第2章 現状と課題	8
1. 前計画における施策の実施状況	8
2. ごみ・資源化等の現状	9
(1) ごみ量の推移	9
(2) 1人1日当たりごみ排出量の推移	12
(3) 集団回収量の推移	14
(4) 中間処理量の推移（焼却施設・リサイクルプラザ等）	15
(5) 最終処分量の推移	17
(6) 処理コスト	18
3. 計画改定に向けた調査と課題	19
(1) ごみ組成分析調査結果	19
(2) アンケート調査	21
(3) 課題の整理	25
第3章 ごみ処理基本計画	29
1. 基本理念と基本方針	29
(1) 基本理念	29
(2) 基本方針	30
2. 目標値	32
(1) ごみ量の将来推計	32
(2) 目標値の設定	33
(3) スローガン	36
3. 目標達成に向けた施策等	37
(1) 基本方針1に連なる施策	38
(2) 基本方針2に連なる施策	44
(3) 基本方針3に連なる施策	47
(4) 基本方針4に連なる施策	49
(5) 基本方針5に連なる施策	51

第4章 生活排水処理基本計画	54
1. し尿処理・浄化槽の管理	54
(1) し尿処理事業の概要	54
(2) 浄化槽の管理及び汚泥の処理	55
(3) 処理体制	56
2. 基本方針	57
(1) 生活排水処理の基本方針	57
3. し尿・浄化槽汚泥量の将来推計	57
(1) 行政区域内人口の将来予測	57
(2) し尿・浄化槽汚泥量の将来推計	58
4. 収集・処理計画	61
(1) 計画の目標	61
(2) 収集区域	61
(3) 収集・運搬・処理の方法	61

第1章 はじめに（基本計画の改定にあたって）

1. 計画の基本的事項

（1）計画策定の趣旨

市町村は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされています。

川西市（以下、「本市」という。）では、平成25（2013）年3月に令和4（2022）年度を目標年度※とする「川西市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定しました。策定後は、ごみの減量目標等の達成を目指し、大型ごみの有料化や市民・事業者等への啓発等を進めるとともに、各主体と協力し、様々な取り組みを進めてきました。令和4（2022）年度に計画最終年度を迎えたことから、近年のごみを取り巻く社会情勢の変化や本市のごみ処理施策の実施状況等を踏まえ、新たな「川西市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。本計画は、一般廃棄物処理について、長期的、総合的な方向性を示すものであり、循環型社会の形成に向けた目標や施策を定めるものです。

なお、本市では、「川西市総合計画」を策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。第6次川西総合計画では、めざす都市像とともに、市民一人ひとりが「ジブンゴト」としてまちづくりに参画することを重視しており、大切にしたい4つの基本姿勢と5つの柱（分野別目標）のもと、様々な施策を定めています。

また、令和4（2022）年8月にはゼロカーボンシティを宣言し、「2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロ」を目指しています。

本計画の策定にあたっては、上記の第6次川西市総合計画やゼロカーボンシティ宣言などの市における大きな方針にも沿って策定することが求められます。

※前計画（平成25（2013）年3月策定）は、改元前のため、目標年度の表記は「平成34（2022）年度」となっています。

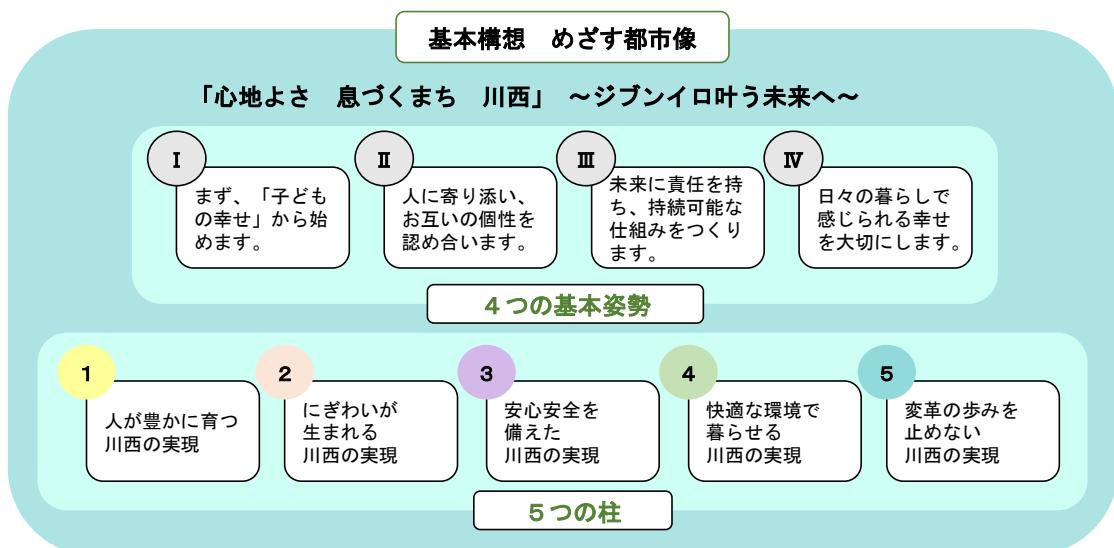


図1-1-1 総合計画

(2) 計画の位置づけ

本計画は、上位となる法律である「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、各種リサイクル法などと整合を図ります。

また、川西市総合計画の下位の計画となることから、本市における今後の廃棄物行政を推進するための行政計画としての性格を有します。

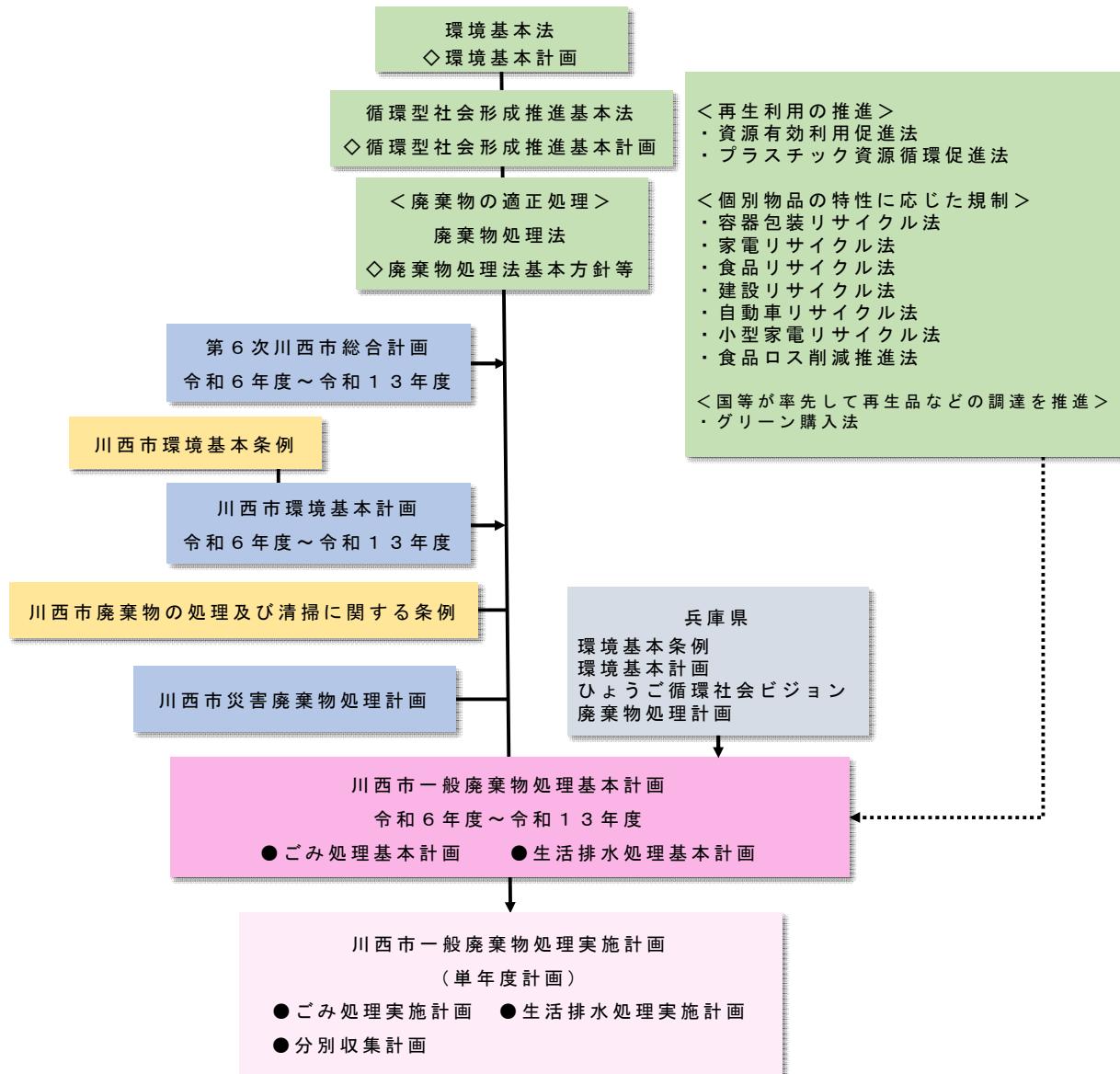


図 1-1-2 循環型社会形成に向けた法体系及び計画の位置づけ

(3) 計画の期間

本計画では、令和6（2024）年度を計画の初年度とし、8年後の令和13（2031）年度を目標年度とします。

また、数値目標の基準年度は、令和3（2021）年度とします。ただし、社会情勢や法制度の改定等の変更があった場合、必要に応じて見直しを実施します。

年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	
				1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	
計画期間	基準年度	計画策定		初年度								目標年度

図 1-1-3 計画の目標年度

(4) 計画の対象

本計画の対象は、本市から発生するごみ（一般廃棄物）とします。

表 1-1-1 対象ごみの種類（分別区分）と具体例

分別区分		具体例
1	燃やすごみ	可燃性で一辺 40 センチ未満のもの 生ごみ、割りばし・竹串・保冷剤、プラスチック製品（容器包装以外）、汚れの落ちないプラスチック製容器包装、リサイクルできない紙・布類、ビニール・ゴム類、革製品、紙おむつ、ビデオテープ・カセットテープ、ぬいぐるみ・プラスチック製のおもちゃ、落ち葉・草・枝類など
2	プラスチック製容器包装	プラマークの付いているもの トレイ類、パック類、菓子・食品などの袋類、ボトル類、ふた・キャップ類、ラップ類、ネット類、チューブ類、発泡スチロール、緩衝材など
3	ペットボトル	P E T ボトルの識別表示マークのついているボトル 飲料ボトル、しょうゆ・酒類、食酢・調味酢、調味料など
4	燃やさないごみ	不燃性で一辺 40 センチ未満のもの 金属類・金属のついているもの、小型家電製品、ガラス製品・電球、陶磁器類など
5	有害ごみ	筒型乾電池・コイン型電池、蛍光管、水銀式体温計・水銀式血圧計
6	ビン	飲料ビン、食品・調味料・食用油のビン、経口薬品のビン、化粧品のビン
7	カン	飲料カン、食品用のカン、スプレーカン・カセットコンロのガスボンベ
8	紙・布	紙類：新聞紙、段ボール、処理した紙くずなど、雑誌類 布類：衣類、タオル・シーツ・カーテンなど
9	大型ごみ	単品で一辺 40 cm 以上の（可燃性・不燃性）もの ふとん、家具や自転車、家電製品など

出典：家庭から出るごみの分け方・出し方

本市では、以下のごみ（処理困難物、危険物、有害物、法律でリサイクルが決められているもの）を対象から除外しています。

表 1-1-2 対象外ごみの種類と具体例

		具体例
市で収集できないごみ（処理困難物、危険物、有害物）		バッテリー、自動車・バイク部品・タイヤ、砂・土・石、ブロック・セメント・コンクリート、瓦・畳・建具・建築廃材
法律でリサイクルが決められているもの		家庭系パソコン 家電リサイクル対象品目（テレビ、冷蔵庫/冷凍庫、洗濯機/乾燥機、エアコン）

出典：家庭から出るごみの分け方・出し方

(5) 分別区分と収集・処理体制

1) ごみ処理の流れ

本市では、収集したごみ及び資源物を国崎クリーンセンター[※]で処理しています。

一部資源物に関しては、独自ルートによるリサイクルを行っています。

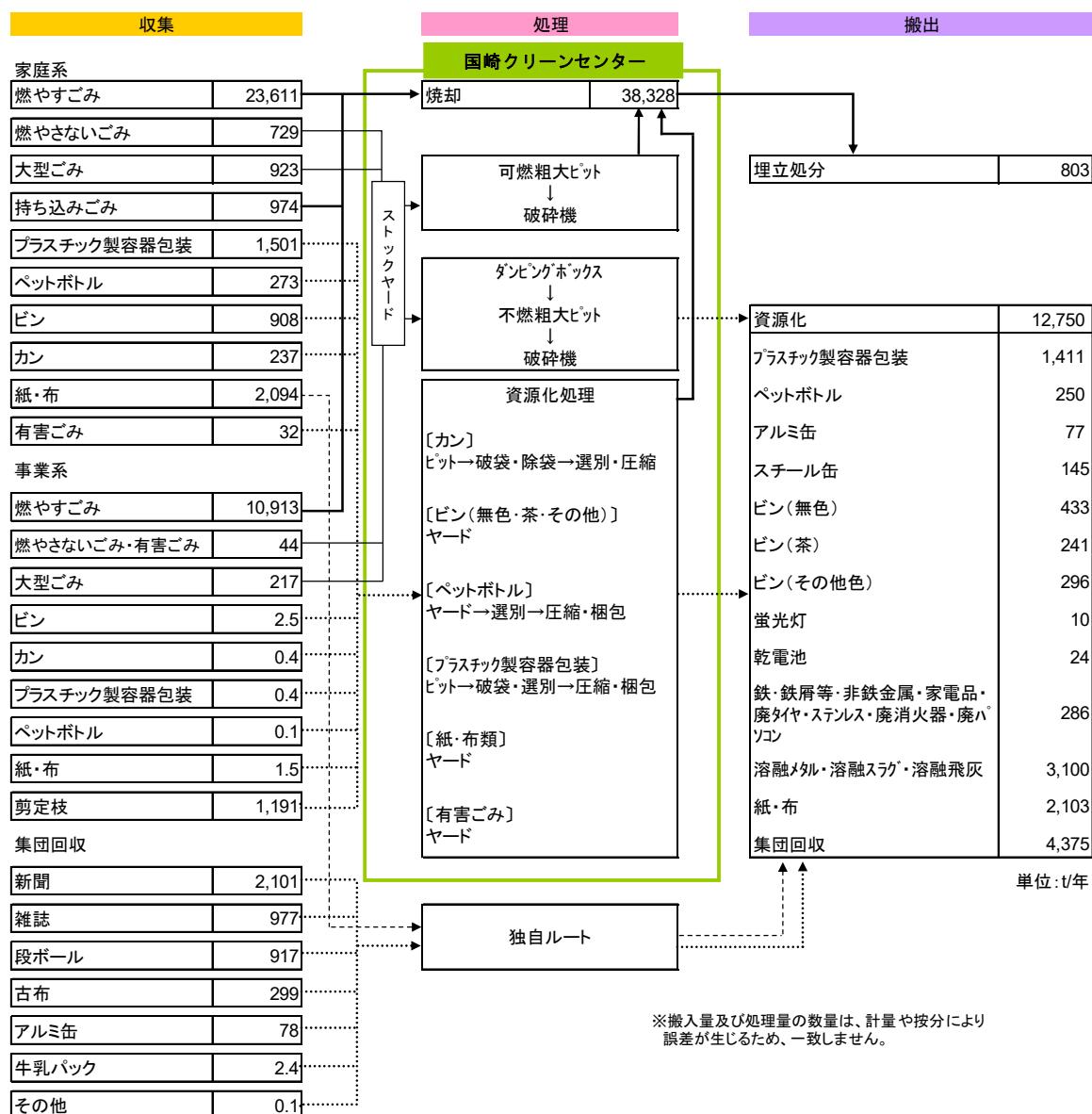


図 1-1-4 ごみ処理フロー（令和3（2021）年度実績）

※国崎クリーンセンターは、本市、猪名川町、豊能町、能勢町の1市3町が設立した「猪名川上流広域ごみ処理施設組合」が管理運営する施設です。

2) 分別収集の現況

平成28（2016）年5月に大型ごみの収集を有料（予約制）とし、平成29（2017）年2月からは、更なるごみの分別徹底、再資源化の促進を図るため、ごみ袋を透明または半透明での排出に変更しました。

また、令和4（2022）年4月に「燃やさないごみ」・「有害ごみ」・「BIN」・「カン」の収集回数を「月2回」から「月1回」に変更しました。

同時に、BIN排出用コンテナ※の事前設置と収集を廃止しました。

表 1-1-3 分別区分と収集頻度

9種14分別		収集頻度
1	燃やすごみ ①	週2回
2	プラスチック製容器包装 ②	週1回
3	ペットボトル ③	週1回
4	燃やさないごみ ④	月1回
5	有害ごみ ⑤ 乾電池、蛍光管、水銀式体温計など	月1回
6	BIN ⑥ 無色 ⑦ 茶色 ⑧ その他の色	月1回
7	CAN ⑨	月1回
8	紙・布 ⑩ 新聞・チラシ 雑誌・書籍・紙パック・ ⑪ 紙製容器包装・雑紙・ シュレッダーごみ ⑫ 段ボール ⑬ 布	月2回
9	大型ごみ ⑭	有料・予約制

※コンテナについては、令和4（2022）年4月以降、希望するごみステーションに無料で貸与し（申込制）、市民による管理を実施しています。

2. 計画改定の背景～世界と日本の動向～

国においては、「循環型社会形成推進基本法」(平成13(2001)年1月施行)により、循環型社会推進のための基本的枠組みである「第一次循環型社会形成推進基本計画」(平成15(2003)年3月)が定められるとともに、容器包装リサイクル法をはじめとする各種リサイクル法に基づき、取り組みが進められてきました。

平成30(2018)年6月には「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生、などを重要な方向性に掲げ、その実現に向けて概ね令和7(2025)年までに国が講ずべき施策等を示しています。

また、平成27(2015)年の国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)では、令和2(2020)年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択され、「低炭素社会」から「脱炭素社会」を目指す取り組み・研究が進んでいます。ごみの収集運搬や、焼却処理等、廃棄物処理においても温室効果ガスの排出の削減は不可欠となっており、大きな課題となっています。

同じく平成27(2015)年に開催された国連サミットにおいては、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、国際的な目標として17のゴールと169のターゲットで構成された「SDGs(持続可能な開発目標)」が示されました。

SDGsについては、近年国内でも注目が高まっており、特に食品ロスや海洋プラスチックの問題は、より多くの人に認知されるようになりました。

その中で、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元(2019)年10月)が施行され、食品ロスの抑制に向けた事業者の取り組みや市民の意識への浸透が進んでいます。

プラスチックについても、令和元(2019)年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、これまでの3Rに“Renewable(再生可能資源への代替)”を加えた「3R+“Renewable”」を基本原則とし、「リデュース等の徹底」、「効果的・効率的で持続可能なリサイクル」、「再生材・バイオプラスチックの利用促進」、「海洋プラスチック対策」などの施策を盛り込んでいます。

更に令和4(2022)年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下、「プラスチック資源循環促進法」という。)においては、市民・事業者・行政がそれぞれ取り組むべき事項が示され、特に家庭から排出されるプラスチック製品の分別収集・再商品化の推進が明記されたことで、プラスチックの使用量削減やリサイクルの推進に向けた動きが活発となっています。

第2章 現状と課題

1. 前計画における施策の実施状況

これまで、ごみの減量や再生利用の推進に向けて前計画で示した施策をもとに様々な取り組みを展開してきました。前計画で設定した施策方針別の実施状況は以下のとおりです。

＜施策方針1. 循環型社会の形成に向けた基盤づくり＞

広報誌※、「Rあ～る かわにし」を活用した情報発信のほか、ホームページ上に「ごみ処理量」や「家庭ごみ量速報」を掲載しています。また、国崎クリーンセンターの見学と合わせたごみ減量出前講座や子どもを対象とした食品ロス削減や物を大事にする取り組みを実施しています。

なお、市民や地域団体、事業所等が行っている取り組み等の情報収集、得られた情報の各主体への提供などはあまり進んでおらず、取り組みの余地があります。

＜施策方針2. ごみの発生抑制と再使用の推進＞

生ごみの発生抑制に向けた、食品ロス削減レシピの募集・公表や市民によるエコクッキング体験の取り組みのほか、生ごみ以外についてもごみ減量出前講座等で詰め替え品の利用や簡易包装・ばら売り等に対する情報の周知啓発を行っています。

また、平成28（2016）年5月からは大型ごみの有料化を開始し排出量が減少しています。引き続きごみの発生抑制に向けた周知啓発を進めるとともに、フリーマーケットやリユースショップ等の活用といった再使用を推進するための取り組みを強化する必要があります。

＜施策方針3. 再生利用の推進と循環の輪の形成＞

平成29（2017）年2月からはごみ袋の透明・半透明化を導入しており、引き続き「Rあ～る かわにし」等でのプラスチックや紙類の分別徹底に向けた分別ルールの周知啓発のほか、店頭回収を行う事業者や再生資源集団回収に参加する市民の増加に向けて、積極的な働きかけが必要です。

また、行政ではグリーン購入法に基づく製品の積極的な導入を実施していますが、市民・事業者への情報提供を進めていく必要があります。

＜施策方針4. 環境負荷の低減に配慮した収集処理の推進＞

安定的、効率的な収集運搬に向けて、在宅医療廃棄物や適正処理困難物に関する情報をホームページや「Rあ～る かわにし」等を通じて周知するほか、サポート収集の実施など市民ニーズへの対応も行っています。

ごみの減量や処理処分について、国崎クリーンセンターと「ゆめほたる」と連携し、イベントの開催や啓発等を実施しています。

最終処分については、大阪湾フェニックス事業への参画についてホームページや「Rあ～る かわにし」、ごみ減量出前講座等で情報を提供しており、今後も環境負荷の低減に配慮した収集処理の継続に努める必要があります。

※以降のページの「広報誌」は、「広報かわにし『milife』」を指します。

2. ごみ・資源化等の現状

(1) ごみ量の推移

前計画策定時の平成22（2010）年度以降の総ごみ排出量の推移を見ると、前半は54,000t前後で推移していました。平成27（2015）年度は平成28（2016）年5月から開始した大型ごみ有料化に伴う駆け込み排出が原因で、前年度に比べ2,000t近く増加しましたが、大型ごみが有料化になってからは排出量が減少しました。

その後は減少傾向が続き、平成30（2018）年度、令和元（2019）年度は増加しましたが、令和2（2020）年度からは再び減少傾向にあります。

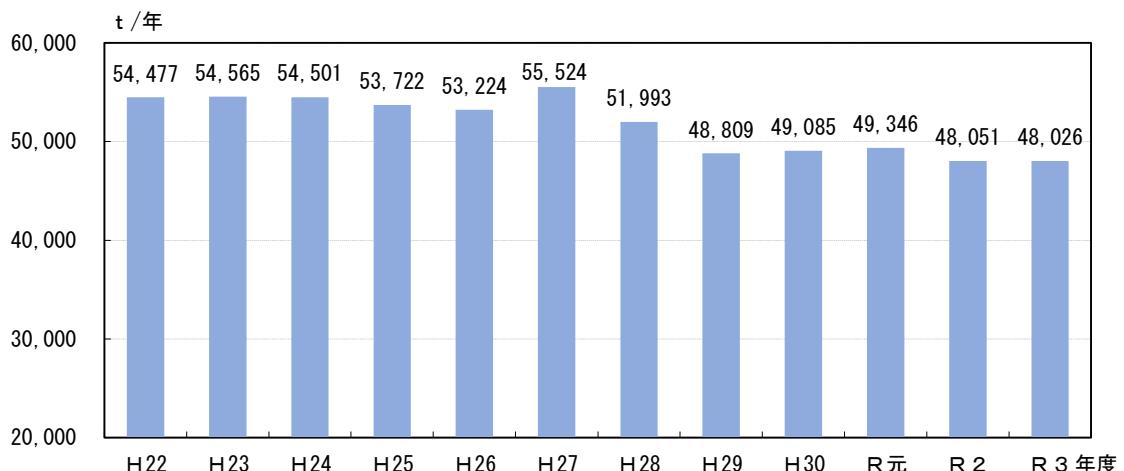


図 2-2-1 総ごみ排出量の推移

直近5年間の家庭系ごみ・事業系ごみ別に排出量をみると、家庭系ごみが約74%～75%を占めており、その割合に変化はありません。

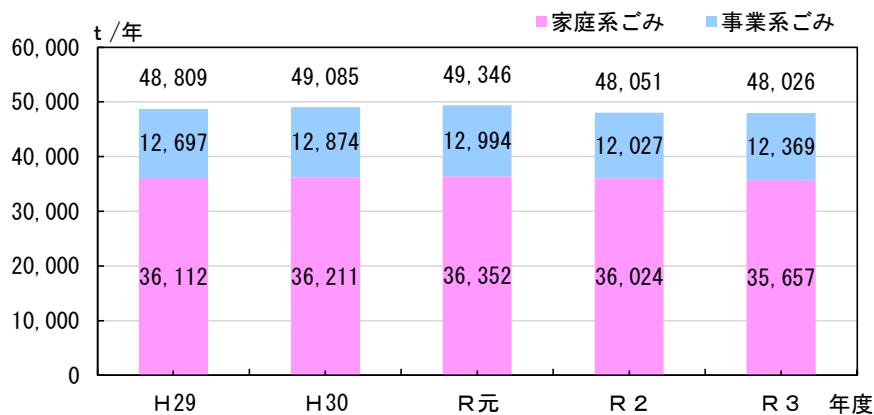


図 2-2-2 総ごみ排出量の内訳の推移 (5年間)

直近5年間の種類別排出量及び割合の推移をみると、燃やすごみが多く約70%を占めています。

また、資源物は大きな変動がなく、大型ごみが増加傾向となっています。

一方、集団回収は減少傾向が続いています。

表 2-2-1 種類別排出量の推移（5年間）

単位:t/年

	H 29	H 30	R元	R2	R3
燃やすごみ	35,323	35,166	35,578	34,739	34,544
資源物	5,082	4,965	4,861	5,019	5,024
有害ごみ	37	32	31	35	32
大型ごみ	1,173	1,665	1,965	1,847	2,059
燃やさないごみ	617	795	866	935	791
集団回収	5,671	5,461	5,064	4,617	4,375
剪定枝	906	1,001	982	858	1,202
合計	48,809	49,085	49,346	48,051	48,026

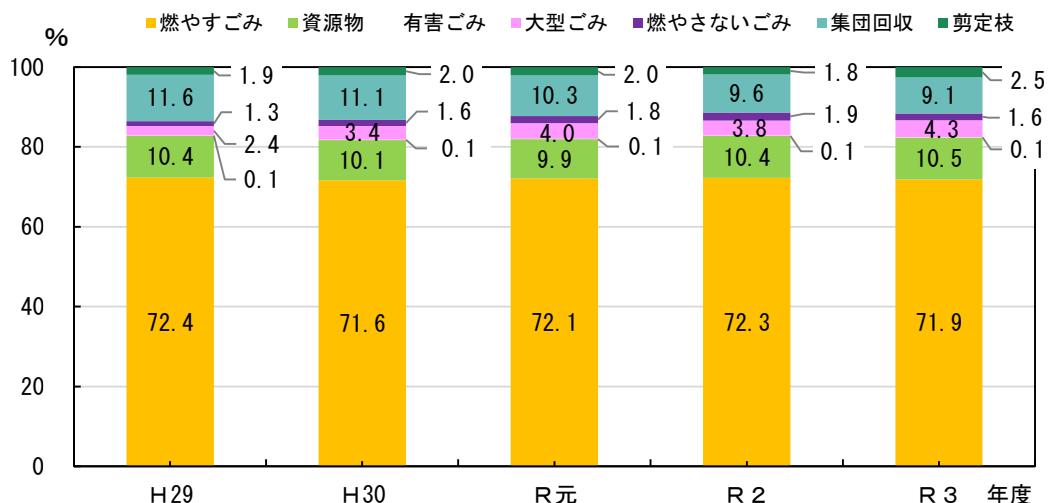


図 2-2-3 種類別排出量の割合の推移（5年間）

表 2-2-2 ゴミ排出量の内訳（5年間）

単位:t/年

	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3
総ごみ排出量	48,809	49,085	49,346	48,051	48,026
家庭系 ごみ	燃やすごみ	23,655	23,551	23,872	23,871
	資源物	5,058	4,946	4,846	5,010
	ビン	993	946	908	931
	カン類	214	220	224	249
	プラスチック類	1,550	1,499	1,408	1,504
	ペットボトル	210	237	268	272
	古布・古紙	2,091	2,044	2,038	2,055
	有害ごみ	37	32	31	35
	大型ごみ	627	746	875	863
	燃やさないごみ	585	716	711	784
	持込ごみ	479	759	954	844
	小計（集団回収以外）	30,441	30,750	31,288	31,407
	集団回収	5,671	5,461	5,064	4,617
	合 計	36,112	36,211	36,352	36,024
事業系 ごみ	家庭系ごみの割合 (%)	74.0	73.8	73.7	75.0
	許可収集	10,952	11,162	11,418	10,415
	燃やすごみ	10,808	10,864	11,093	10,096
	大型ごみ	123	261	297	240
	資源物	10	8	6	4
	古紙類	0	0	0	0
	ビン類	2	0.8	2	1
	カン類	3	2	2	1
	プラスチック類	2	2	2	1
	ペットボトル	3	4	0.9	0.6
	古布・古紙	0	0	0	0
	剪定枝	0	0	3	0.4
	燃やさないごみ	11	29	19	74
	有害ごみ	0	0	0	0
	持込ごみ	1,745	1,712	1,576	1,613
	合 計	12,697	12,874	12,994	12,027
	事業系ごみの割合 (%)	26.0	26.2	26.3	25.0
					25.8

※四捨五入の関係で、合計値が合わない場合があります。

(2) 1人1日当たりごみ排出量の推移

排出原単位（1人1日当たりのごみ排出量）は、令和3（2021）年度において846gとなっており、平成27（2015）年度に一時的に増加したものの、10年前に比べると減少傾向にあります。国、兵庫県においても減少傾向が続いていますが、本市は更に低い値で推移しています。

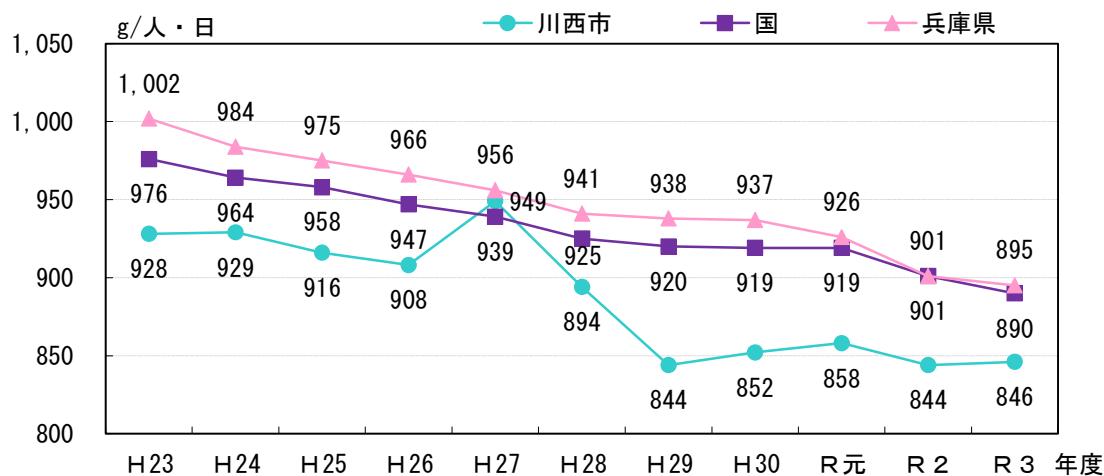


図2-2-4 排出原単位の兵庫県、国との比較

出典：令和3（2021）年度実績（一般廃棄物処理実態調査結果 環境省）

家庭系ごみ、集団回収、事業系ごみ別の排出原単位の推移をみると、家庭系ごみがやや増加傾向にあり、集団回収は減少傾向が続いている。事業系ごみは令和元（2019）年度まで増加傾向でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で事業活動が停滞した業種が多かったため令和2（2020）年度にいったん減少し、令和3（2021）年度に再び増加しています。

表2-2-3 排出原単位（詳細）の推移

単位：g/人・日

	H29	H30	R元	R2	R3
家庭系ごみ	526.1	533.9	544.2	551.5	551.1
集団回収	98.0	94.8	88.1	81.1	77.1
事業系ごみ	219.5	223.6	226.0	211.2	217.9
合計	843.6	852.3	858.3	843.8	846.1

※四捨五入の関係で、合計値が合わない場合があります。

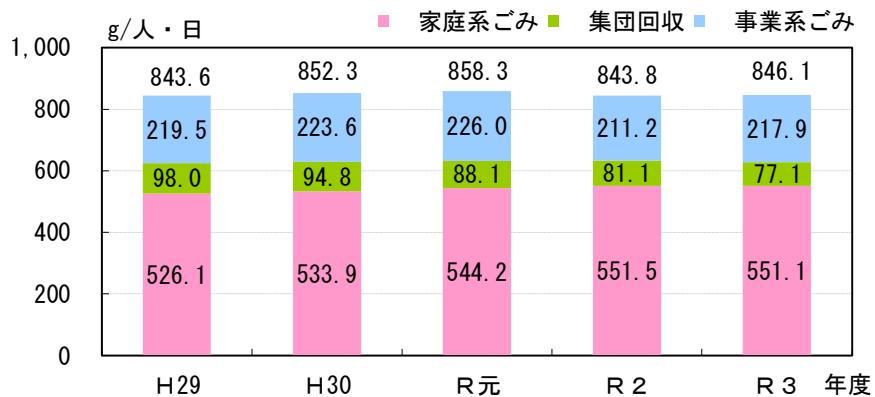


図 2-2-5 排出原単位（詳細）の推移

目標値の達成状況 1人1日当たり排出量

1人1日当たりの排出量は、100g(平成22（2010）年度比11%)削減を目標とし、取り組んできました。

大型ごみの有料化などによりごみの減量が進みましたが、令和3（2021）年度時点では1人1日当たり排出量は846g^{*}となっています。

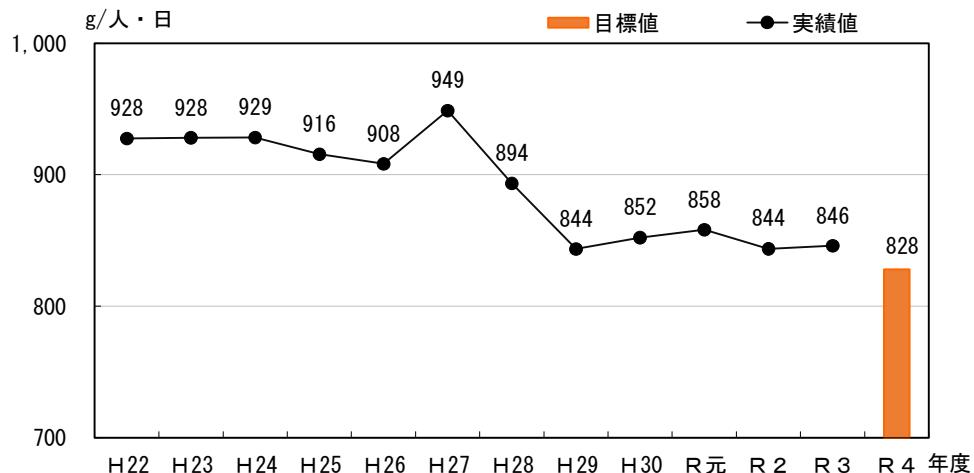


図 目標値と実績値の推移（1人1日当たりの排出量）

*参考：令和4（2022）年度の1人1日当たり排出量は822gとなつ

(3) 集団回収量の推移

前計画策定以降、再生資源の集団回収量は年々減少しており、この5年間でも約20%減少しています。

内訳をみると、新聞・雑誌の割合が多いものの、新聞購読世帯の減少や書籍等の電子化等の影響により回収量は減少しています。段ボールや古布などは一定量を維持しています。

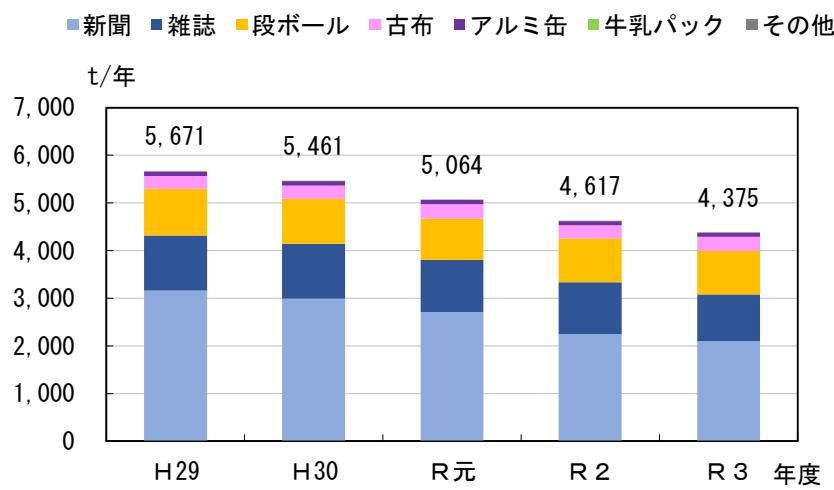


図 2-2-6 集団回収量の推移

表 2-2-4 集団回収量の推移（内訳）

	単位 : t/年				
	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3
新聞	3,164	2,991	2,706	2,248	2,101
雑誌	1,158	1,150	1,101	1,087	977
段ボール	974	948	867	924	917
古布	274	282	304	277	299
アルミ缶	96	87	84	80	78
牛乳パック	3	2	2	2	2
その他	1.9	1.1	0.1	0.1	0.1
合計	5,671	5,461	5,064	4,617	4,375

(4) 中間処理量の推移（焼却施設・リサイクルプラザ等）

1) 焼却処理量

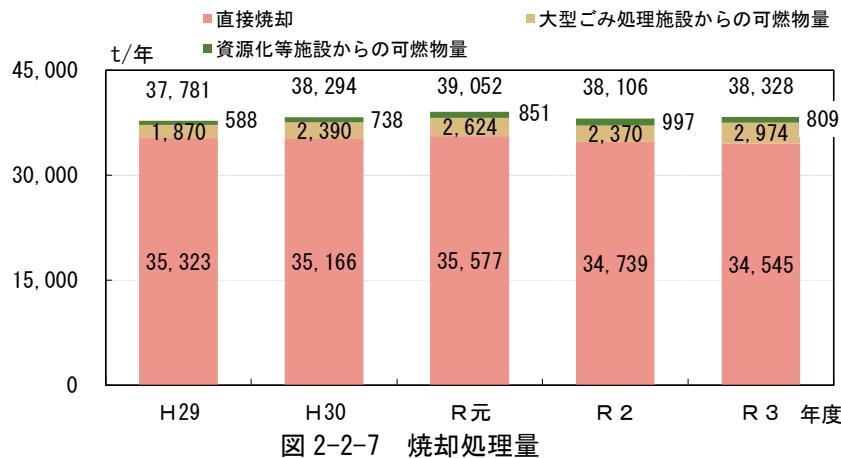
近年の焼却処理量の推移をみると、令和元（2019）年度までは増加傾向でしたが、その後は減少しています。

表 2-2-5 焼却処理量

単位：t/年

	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3
直接焼却	35,323	35,166	35,577	34,739	34,545
大型ごみ処理施設からの可燃物量	1,870	2,390	2,624	2,370	2,974
資源化等施設からの可燃物量	588	738	851	997	809
合計	37,781	38,294	39,052	38,106	38,328

※四捨五入の関係で、合計値が合わない場合があります。



2) リサイクルプラザ等での処理量

近年のリサイクルプラザ等での処理量の推移をみると、大型ごみ（剪定枝含む）の処理量は増加しており、燃やさないごみ・資源物の処理量は令和2（2020）年度に増加しましたが、その後は減少しています。大型ごみのうち、残渣となり焼却される量は約90%で推移しています。燃やさないごみ・資源物の資源化処理量のうち、資源化（直接資源化含む）される量は、約85%で推移しています。

表 2-2-6 リサイクルプラザ等での処理量

単位：t/年

	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3
大型ごみ処理量	2,079	2,666	2,947	2,705	3,260
処理残渣（焼却）	1,870	2,390	2,624	2,370	2,974
処理残渣（埋立）	0	0	0	0	0
資源化	209	276	323	335	286
燃やさないごみ・資源物処理量	5,736	5,792	5,758	5,989	5,846
処理残渣（焼却）	588	738	851	997	809
処理残渣（埋立）	65	76	75	57	48
直接資源化	2,091	2,044	2,038	2,055	2,094
資源化量	2,992	2,934	2,794	2,880	2,895

※四捨五入の関係で、合計値が合わない場合があります。

3) 資源化量とりサイクル率

資源化量(集団回収を含む)は減少傾向にあり、令和3(2021)年度は13,000tを切っています。資源化量の多くを占める古紙・古布やビンが減少し、溶融メタル・スラグ・飛灰及びその他金属(鉄・鉄屑等・非鉄金属)が、増加しています。

リサイクル率は平成29(2017)年度以降、約26%~28%前後で推移しており、低下傾向にあるものの、国、兵庫県と比較すると、高いリサイクル率を維持しています。

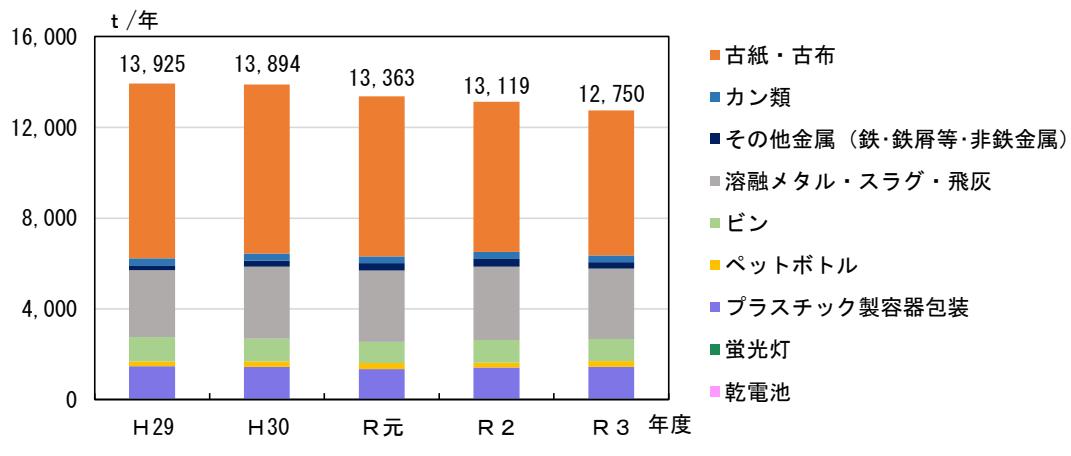


図 2-2-8 資源化量の推移

表 2-2-7 資源化量の推移

単位:t/年

	H29	H30	R元	R2	R3
古紙・古布	7,698	7,452	7,050	6,610	6,400
カン類	311	306	305	315	300
その他金属(鉄・鉄屑等・非鉄金属)	209	276	323	335	286
溶融メタル・スラグ・飛灰	2,962	3,178	3,144	3,232	3,100
ビン	1,067	1,009	937	994	970
ペットボトル	199	232	263	222	250
プラスチック製容器包装	1,447	1,407	1,313	1,379	1,411
蛍光灯	11	11	7	10	10
乾電池	23	23	21	23	24
合計	13,925	13,894	13,363	13,119	12,750
リサイクル率(%)	28.5	28.3	27.1	27.3	26.5

※四捨五入の関係で、合計値が合わない場合があります。

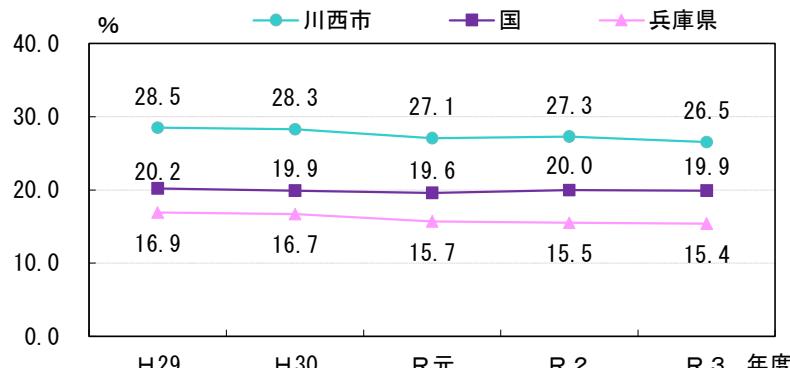
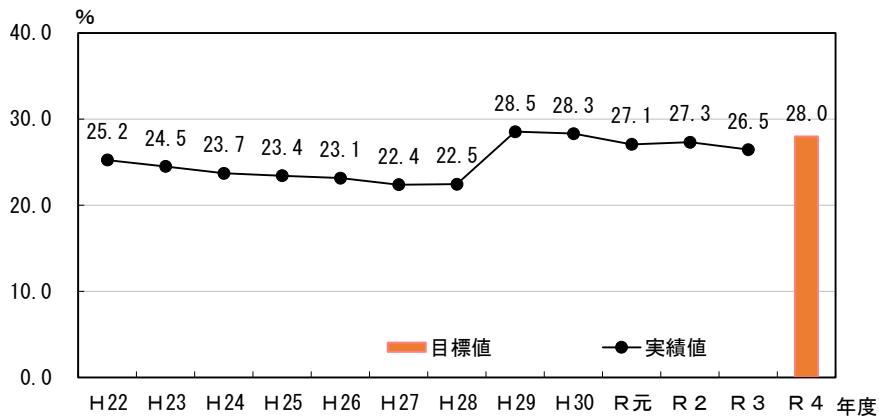


図 2-2-9 リサイクル率の比較

目標値の達成状況 リサイクル率

リサイクル率は、類似自治体の平均値である 27.5%を上回る 28.0%以上を目標とし、取り組んできました。

大型ごみの有料化や溶融メタル・溶融スラグ・溶融飛灰の資源化によりごみの減量が進み、平成29（2017）年度と平成30（2018）年度は、リサイクル率も向上しましたが、令和3（2021）年度時点ではリサイクル率は 26.5%となっており、目標達成は難しい状況です。



※参考：令和4（2022）年度のリサイクル率は26.0%となっています。

（5）最終処分量の推移

可燃ごみを焼却処理する国崎クリーンセンターでは、焼却灰を溶融処理しており、最終処分量は年間約700t～800tで推移しています。

表 2-2-8 最終処分量の推移

単位：t/年

	H29	H30	R元	R2	R3
焼却残渣	659	662	643	796	755
中間処理の残渣	65	76	75	57	48
直接処分	0	0	0	0	0
合 計	724	738	718	853	803

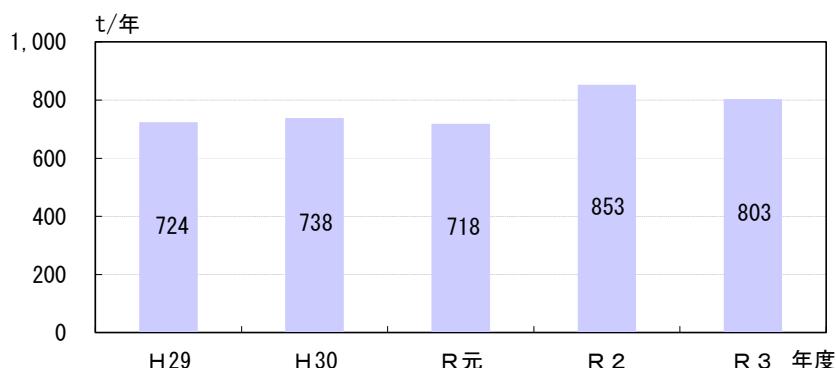


図 2-2-10 最終処分量

(6) 処理コスト

1人当たりのごみ処理経費は、平成29（2017）年度から令和3（2021）年度の間では横ばい傾向となっていますが、1t当たりのごみ処理経費をみると、平成29（2017）年度から令和3（2021）年度の間に約1,100円安くなっています。

また、国や兵庫県の平均に比べ、1人当たり・1t当たりともに低く抑えられています。

表 2-2-9 ゴミ処理経費の推移

年度		H 29	H 30	R 元	R 2	R 3
川 西 市	人口 (人)	158,515	157,778	157,080	156,016	155,517
	処理経費(a)+(b) (千円)	2,116,818	2,138,833	2,155,279	2,090,497	2,094,959
	収集に係る経費(a) (千円)	1,277,181	1,272,641	1,272,298	1,202,949	1,240,061
	処理に係る経費(b) (千円)	839,637	866,192	882,981	887,548	854,898
	処理量 (t)	43,138	43,624	44,282	43,434	43,651
	1人当たり年間費用 (円/人)	13,344	13,548	13,716	13,404	13,464
兵 庫 県	1t当たり年間費用 (円/t)	49,071	49,029	48,672	48,131	47,993
	1人当たり年間費用 (円/人)	14,185	14,136	15,059	16,938	15,837
国	1t当たり年間費用 (円/t)	41,454	41,318	44,451	51,519	48,472
	1人当たり年間費用 (円/人)	17,853	18,888	19,021	19,674	19,754
	1t当たり年間費用 (円/t)	53,161	56,336	56,580	59,839	60,811

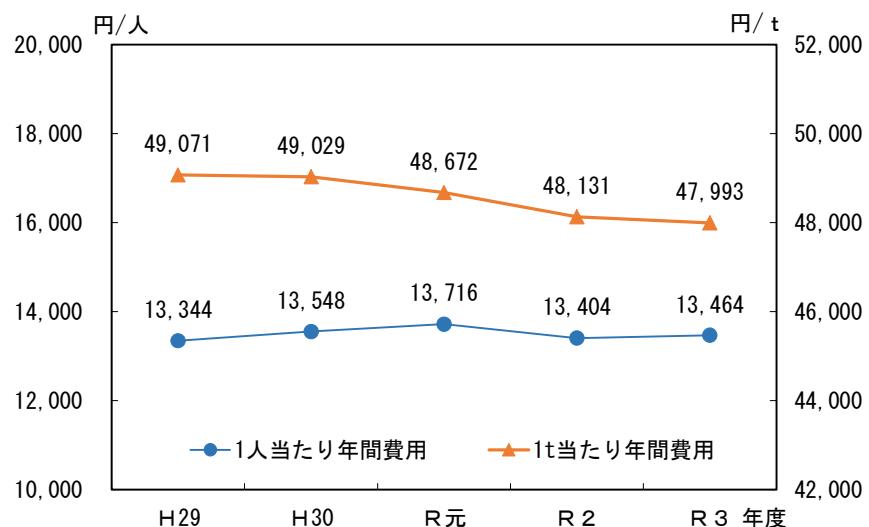


図 2-2-11 年間ごみ処理経費の推移

3. 計画改定に向けた調査と課題

(1) ごみ組成分析調査結果

本調査は、市内の家庭から排出される一般廃棄物のうち、燃やすごみにおける資源化可能物やプラスチック容器包装の混入状況について現状を把握し、今後のごみ減量に向けた方策検討における基礎資料とするために実施したものです。

1) 調査概要

①調査対象

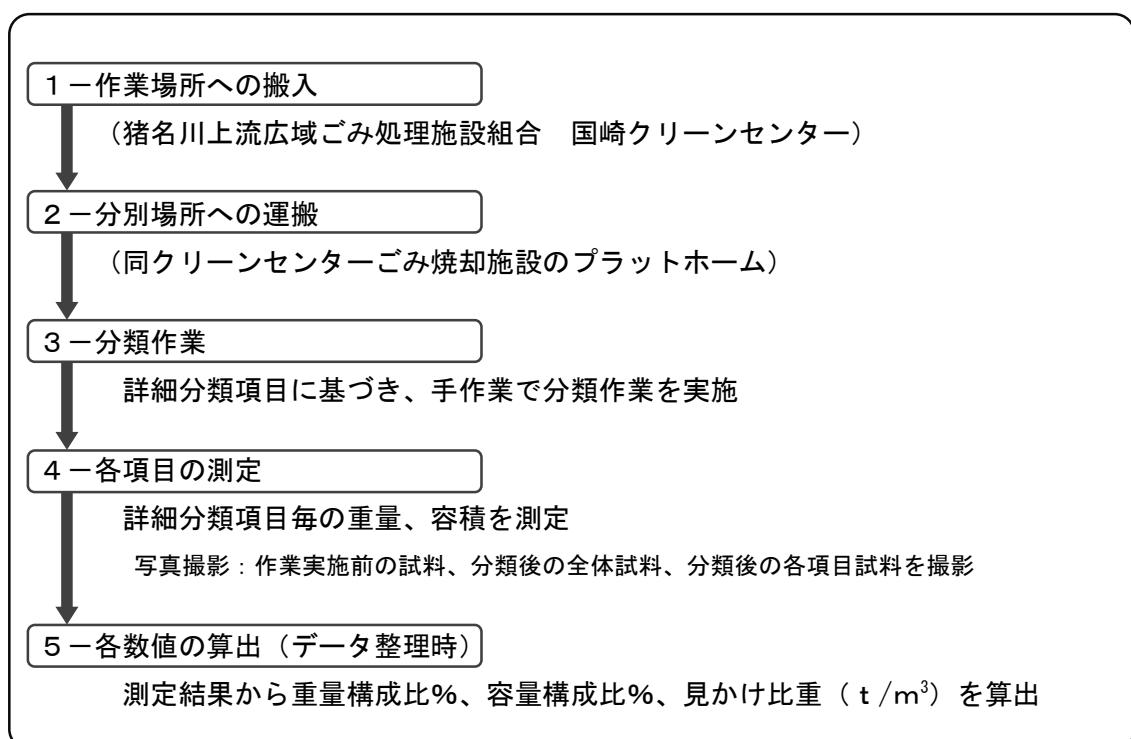
市内 5 地域において、収集日に排出された家庭系燃やすごみ

②調査実施日

令和4（2022）年1月31日、2月1日（2日間）

③調査手順

作業実施手順は、以下のとおりです。



2) 調査結果

市内全体の重量割合は、生ごみが46.56%で最も高く、次いで可燃物16.80%、紙類12.59%となっています。ビン、カン、ペットボトル、不燃物の混入は少なく、紙類及びプラスチック製容器包装については、地域により差があるものの、紙類は約10%～20%、プラスチック製容器包装は約10%を占めています。

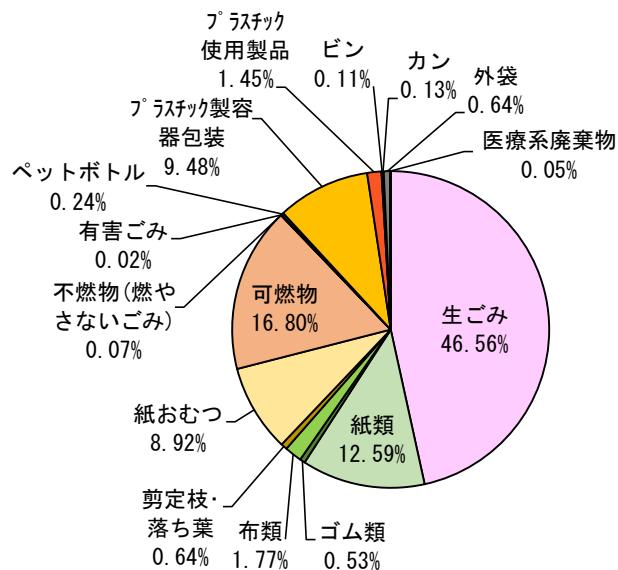


図2-3-1 家庭系燃やすごみの分類結果

3) 分別状況

市内全体で見ると、正しく分別排出されたものの割合（食品ロスに関するものを含む）は約80%です。間違って排出されたごみは約19%で、その多くは資源物であり、資源化可能なものが適正に分別されていない状況です。

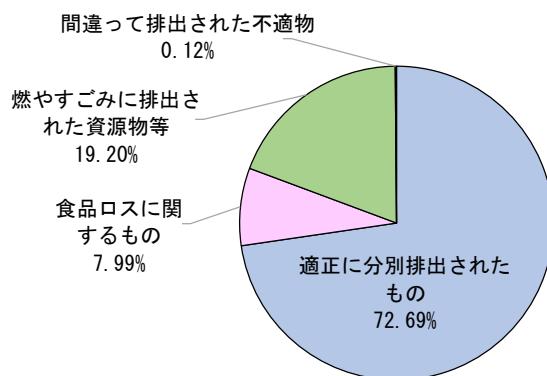


図2-3-2 本市全体の適正排出割合

(2) アンケート調査

1) 市民アンケートの実施

令和4（2022）年6月から7月にかけて、市ホームページのアンケートフォーム及び市公式SNSの機能を用いて、市民アンケートを実施しました（回答件数1,512件）。

アンケートでは、ごみ減量・リサイクルの実態、市民の意識について把握し、前記画における施策の効果や、今後実施が求められる事項について整理し、属性による違い・特性などを掴み、解決すべき課題の抽出を行いました。

なお、調査結果は、家庭系ごみ排出量の将来予測、ごみの減量目標値の設定及び目標値を達成するための施策検討の基礎資料として活用しました。

2) 市民アンケートの結果

ごみの減量やリサイクル推進に向けた問題

市民アンケート調査において、ごみの減量やリサイクルが進まないといった、ごみ問題の大きな原因について、最も多かったのは「ごみを排出する市民の意識」（57.9%）、次に「大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式が進んでいる」（42.8%）で、ごみの減量やリサイクルを進めるためには市民意識の向上が必要だと認識されています。

ごみの排出・減量に関して市民が困っていること

ごみの排出や減量に関して、「ごみの分別が分かりにくい」（28.5%）、「ごみをもっと減らしたいが具体的な方法が分からぬ」（24.8%）、「ごみの排出日が分かりにくい」（22.3%）が困っていることとして多く挙げられています。

また、「特に困っていることはない」と回答した方は年齢の高い方の割合が多く、若い方への情報の提供について、求められている情報内容の把握とその伝達手法の改善が必要であると考えられます。

現在の取り組みと今後について

現在取り組んでいることとしては、マイバッグの持参の実施割合が76.9%と高く、今後今以上にやってみようと思うことや簡単にできそうだと思うことについては、「ごみの分別をきちんとする」（49.8%）、「買い物時のマイバッグを持参」（40.3%）、「食品ロスの削減」（33.0%）、「生ごみの水切り」（30.2%）が多く挙げられています。

一方、「集団回収」（7.3%）、「フリーマーケットやリサイクルショップの利用」（8.5%）、「生ごみのたい肥化」（13.4%）などについては、取り組んでいるという回答割合が低く、現状のままでは活動や取り組みの促進は難しいため、対策が必要です。

再生資源集団回収について

再生資源集団回収については、「毎回参加している、または対象物はすべて集団回収に出している」、「時々参加している」を合わせると約 65% を超えていますが、「知らなかつた」や「参加したことがない、今後も参加しない」と回答された割合も約 20% 近くみられます。「参加したことがない、今後も参加しない」理由としては、「いつ、どこに、どのように出すのかが分からないうから」(69.2%)、「回収の回数が少ないから」(5.8%) といった理由が挙がっており、排出機会の創出や情報の周知における工夫が必要です。

食品ロスについて

現在の取り組みについては、「食べきれない食品を買い過ぎない」(76.1%)、「買い物前に食品の在庫を確認する」(61.4%)、「外出時は食べられる量を注文する」(51.5%) という回答が多い一方、「フードドライブ、フードバンクへの寄付」(4.4%)、「てまえどり」(22.6%)、「冷蔵庫の配置の工夫」(25.3%) などは、現時点ではあまり取り組まれていません。

情報の周知について

ごみの減量やリサイクルに関する情報の入手先は、「広報かわにし『milife』」が 76.8% と多く、「ごみ行政特集『R あ～る かわにし』」も広報と合わせて配布されるため、広報と一体のものとして認識されていると考えられます。

市民が知りたい情報は、「分かりにくいごみの分別の種類」が 50.7% と最も多く、「資源物のゆくえ」、「ごみ処理費用」、「店頭回収の情報」、「市の助成制度」なども約 30% 前後となっており、年齢層によって知りたい情報が若干異なる傾向があります。

知られていない「家庭ごみ量速報」、「啓発パネル展」の実施等に、市民が求める情報（「資源物のゆくえ」、「ごみ処理費用」等）が含まれているケースもあるため、情報の伝達手段とその内容だけでなく、伝えるべき対象も考慮して、工夫する必要があります。

3) 事業所アンケートの実施

令和4（2022）年8月に、事業所母集団データベース（総務省）から無作為に選んだ事業所及び本市が事業系一般廃棄物減量化計画書等の提出を依頼している、300 事業所を対象とし、郵送によるアンケートを実施しました（回答件数 114 件）。

アンケートでは、事業所におけるごみ減量・リサイクルの実態、意識について把握しました。また、集計・分析を行い、前計画における施策の効果や、今後実施が求められる事項の整理とともに、特性や解決すべき課題の抽出を行いました。

なお、調査結果は、ごみの減量目標値の設定及び目標値を達成するための施策検討の基礎資料として活用しました。

4) 事業所アンケートの結果

ごみや資源物の処理状況

事業活動に伴って発生するごみや資源物の処理方法について聞いたところ、全体的に「ごみの許可収集運搬業者にごみとして出している」、「ごみの許可収集運搬業者に資源物として出している」の回答が多く、段ボールなどは「リサイクル業者に売却している」割合がやや多く、多くの事業所で資源化が進められています。一方、機密文書など一部の紙類についてはそれほど資源化が進んでいない状況です。

ごみの減量やリサイクルの取り組み状況

ごみの減量・リサイクルに関する取り組みは、「書類のペーパーレス化」(57.9%)、「カンやビンの分別回収箱の設置」(45.6%)、「再生紙など再生用品の使用」(43.0%)が多く、一方で「委員会の設置」、「周辺の事業所との協働」、「ごみの減量やリサイクルのマニュアルの作成」はいずれも10%未満と、現状では積極的な行動を要する取り組みは難しいと考えられます。

生ごみの減量やリサイクルについては、「特に取り組んでいない」(52.6%)が最も多く、事業所が今後減量やリサイクルを行いたい品目としては、「段ボール」、「コピー用紙、OA用紙」、「雑紙」等の紙類が多く、プラスチック類や不燃物類は難しいと考えられます。

また、ごみの減量やリサイクルを進めていくうえでの主な問題点として、各事業所に保管場所が少なく、手間やコストがかかることが資源化の進まない要因として挙げられています。

事業者の社会的責任について

事業活動によって発生するごみは、事業者の責任において処理することが義務付けられていることを「知っている」と答えたのは66.7%でしたが、「知らなかつた」という事業所は7.9%、未回答と合わせると10.5%となっています。

また、ごみ処理にかかっている費用について、何らかの形で「把握している」のは64.0%で、「特に意識していないため分からぬ」(17.5%)、「管理費や共益費に含まれているため具体的な費用は分からぬ」(7.9%)を合わせると、25.4%となっています。

ごみの減量やリサイクルに取り組むことは、会社として社会的責任を果たすとともに、コストの削減や会社のイメージアップにもつながるため、今後は、これらの意識が向上するような働きかけが必要です。

情報提供と施策について

ごみの減量やリサイクルに関する情報の入手先は、「広報かわにし『milife』」が43.9%と多く、次いで「広報誌『森の泉』」(猪名川上流広域ごみ処理施設組合)が23.7%、「収集運搬業者への問い合わせ」が22.8%となっています。

また、事業者向けの施策として「ごみ減量・リサイクル手法の紹介」(38.6%)、「ごみの減量・リサイクルマニュアルの提供」(36.0%)、「事業者に対する啓発、指導」(35.1%)が求められており、具体的な事例や情報の提供が必要です。

「広報かわにし『milife』」や「広報誌『森の泉』」、あるいは事業者向けパンフレット等の新たな情報提供ツールを活用し、より効果的な情報提供を検討とともに、収集運搬業者との連携による啓発等を進める必要があります。

5) 許可業者アンケートの実施

令和4(2022)年10月に、川西市的一般廃棄物処理の許可(収集運搬業)を持つ14社を対象とし、郵送によるアンケートを実施しました(回答件数9社)。

アンケートでは、事業活動において発生するごみについて、事業系一般廃棄物の収集・運搬に関わっている許可業者から、排出者側と異なる視点での意見等を聴取することで、事業系ごみの分別や減量化・資源化の現状等について、課題抽出の際の補足資料として活用しました。

6) 許可業者アンケートの結果

事業系ごみの分別状況と分別意識について

市内における分別収集状況については、「特に問題はない」が3件となっていますが、「一部分別が不十分な事業所がある」が4件と最も多く、更に「全体的に分別が不十分」が1件となっており、分別について改善の余地があると考えられます。

また、事業所の分別に対する意識や取り組みは(この10年で)、「まあまあ進んだ」(8社中3社)、「かなり進んだ」(8社中3社)が多く回答されており、徐々に取り組みが進んでいることが裏付けられていると考えられます。

事業所向けの施策について

更なる事業系ごみの減量やリサイクルに向け、行政には排出事業者への分別啓発のパンフレット等の提供や指導等の対策が望まれています。事業所アンケートにおいても、業種等に合わせた減量方法の情報のほか、積極的に取り組む優良事業者の表彰、成功事例の周知といった情報の提供も必要とされています。

(3) 課題の整理

1) 排出抑制・分別の徹底

①資源物の分別徹底

燃やすごみの中には、資源物がまだ含まれているため、特に紙類やプラスチック製容器包装の資源化可能なものについて、分別を徹底する必要があります。

また、資源物として新たにリサイクルできる可能性がある品目が生じた場合は、分別収集の導入可能性について検討する必要があります。

②生ごみの減量

《水切りの徹底》

生ごみ中の水分は約70%～80%とされています。市民アンケート調査では、現在「取り組んでいる」という回答も多く見られましたが、今一度水切りを徹底し、生ごみの減量を推進する必要があります。

《食品ロスの削減》

食品ロスの認知度は高まっており、飲食店をはじめ教育機関等と協力し、積極的な周知啓発を実施しています。取り組みについては、「食べきれない食品を買い過ぎない」、「買い物前に食品の在庫を確認する」、「外出時は食べきれる量を注文する」等は一定数取り組まれているものの、「フードドライブ、フードバンクへの寄付」、「てまえどり」、「冷蔵庫内の食品の配置の工夫」等はまだ取り組みの余地があります。食品ロス削減につながる様々な日常の行動を広く周知し、ライフスタイルに浸透させていく必要があります。

また、事業所から発生する食品ロスについても、食品製造業、飲食店等の食品に関わる事業者への啓発、関係事業者等との協働により取り組みを更に進める必要があります。

③再生資源集団回収の維持・拡大

再生資源集団回収量は減少傾向にありますが、資源物の排出手段・機会の確保に向けて、今後も活動とその支援を維持していく必要があります。まだ参加されていない市民に対し、開催日時や回収場所を広く周知するなど、参加者の裾野を広げる取り組みが必要です。

④情報の周知、提供

ごみの減量やリサイクルに関する情報の主要な入手先である広報誌や「広報誌『森の泉』(猪名川上流広域ごみ処理施設組合)、「Rあ～る かわにし」を中心に、市民や事業者が必要な情報の提供を目指して内容を工夫する必要があります。その際、どのような人がどういった情報を必要としているか等を考慮したうえで、効果的な情報の提供に努める必要があります。

また、より多くの市民や事業者がいつでも気軽に情報へアクセスできるよう、インターネットや川西市公式SNS等の電子媒体での情報提供についても、情報ツールとしての周知と併せて強化していく必要があります。

⑤環境教育の取り組みの継続

ごみ減量出前講座として大人や子どもも向け学習会の開催をはじめ、各幼稚園・保育所（園）での給食・お弁当食べきりラリーなど、対象者に合わせた様々な環境教育を実施しています。

今後も各種講座等の環境教育を通じて、ごみの減量やリサイクルに対する意識の高揚を図りつつ、ごみの分別等を更に推進するための啓発を継続する必要があります。

2) 収集運搬

効率的な収集運搬を目指し、平成28（2016）年5月からは大型ごみの有料収集を開始し、令和4（2022）年4月からはビン排出コンテナの事前設置及び収集を廃止し、「燃やさないごみ」、「有害ごみ」、「ビン」、「カン」の収集を月1回に変更するなど、収集品目や収集体制の見直しを行ってきました。

また、ごみステーションにおける問題としては、市民アンケートにおいて「特に問題となっていることはない」との回答が最も多かったものの、「カラスや猫などの動物に荒らされる」、「収集日でない日にごみが出されている」といった問題があることも確認されています。

更に、少子高齢化社会の進行、ライフスタイルの多様化によって、ごみの排出量や性状が変化するとともに、高齢者や障がい者のごみ出しを支えるサポート収集等の支援の重要性も高まってくると考えられます。

国内外の動向をみると、資源循環型社会の実現に向けた取り組みが進展とともに、低炭素社会から脱炭素社会に向けてシフトしつつあり、一般廃棄物処理においても、プラスチックごみ対策や、温室効果ガス削減に対する取り組みが求められています。このように目まぐるしく変化する社会情勢に応じた収集運搬体制の構築が必要です。

3) 中間処理

平成21（2009）年4月以降、猪名川上流広域ごみ処理施設組合が管理運営している国崎クリーンセンターにおいて、焼却・資源化等の処理を実施しています。

焼却処理においては、高効率発電設備により発電を行っており、持ち込まれた資源物に関しては、できる限り資源化を図っています。

今後も構成市町及び一部事務組合と連携し、効率的で安全かつ安定した処理と管理運営を維持する必要があります。

4) 最終処分

中間処理において発生する焼却残渣や処理残渣を、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）へ埋立処分しています。大阪湾フェニックスセンターは、長期的に安定して廃棄物を処理するため、大阪湾フェニックス計画に基づく事業が行われています。現在の計画では、令和14（2032）年頃までの埋立期間となっていますが、本市をはじめ近畿圏の多くの一般廃棄物が大阪湾フェニックスセンターにおいて処分されています。今後も安全に埋立処分を実施するため、最終処分量をできる限り削減することが求められています。

5) 協働の仕組みづくり

社会が大きく変わりつつある中で、行政のみによる取り組みや施策だけでは、更なるごみの減量やリサイクルの推進は困難です。市民や事業者、市民団体等に対し、ごみ減量の意識向上や取り組みの促進を進めるとともに、連携体制の維持・拡大に向けた人材の育成、協働の仕組みづくりが必要です。

6) その他必要な事項

①災害への対策

令和3（2021）年3月に「川西市災害廃棄物処理計画」を策定し、令和5（2023）年8月には民間事業者と「災害時における一般廃棄物の収集運搬の支援に関する協定」を締結しました。

兵庫県では、平成30（2018）年7月豪雨災害において多量の災害廃棄物が発生しました。また、近い将来発生が危惧される南海トラフ地震等の大規模災害時には、膨大な災害廃棄物の発生が予想されることから、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理及びリサイクル推進、早期復旧等を目指し、市民や事業者への仮置場の位置や利用方法、災害時の分別ルール等の情報周知や仮置場候補地の選定、民間事業者団体等との連携に向けた協定締結等、平常時において可能な限り対策を講じる必要があります。

②少子高齢化社会への対応

今後、少子高齢化の進行に伴い、ごみ出し困難者や在宅医療廃棄物の排出の増加が予想されます。収集運搬従事者の安全を確保しながら、誰もが安心して生活できるまちにするため、これらの課題へ対応していく必要があります。

③処理困難物への対策

日常生活で使用される様々な製品は、多様な素材を用いて作られており、その構造も複雑化しています。家庭から排出されるごみの中には、施設での処理が困難な

ものが含まれています。

また、近年特に問題となっているリチウム蓄電池については、収集車や施設での爆発や火災の原因になるため、分別の徹底を図る必要があります。処理困難物や発火の恐れのある危険物等について、市民や事業者へ広く周知し、正しい排出方法等について啓発していく必要があります。

④広域処理体制の維持

現在本市、猪名川町、豊能町、能勢町の1市3町で構成される一部事務組合「猪名川上流広域ごみ処理施設組合」を設立（平成21（2009）年4月）し、国崎クリーンセンターで中間処理を行っています。

今後も、国崎クリーンセンターを適正に管理運営し、施設から排出される有害物質等の環境負荷の低減に努め、資源循環型社会の実現に向けて一般廃棄物の安定的かつ適正な処理及びリサイクルを継続するため、広域処理体制の維持が必要です。

第3章 ごみ処理基本計画

1. 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

ともに取り組み 目指そう 持続可能な循環型社会

本市では、将来にわたり安定した社会経済生活を営むため、地球の限りある資源を大切に使い、できる限り循環利用、有効活用を図り、環境への負荷ができる限り低減される“循環型社会”的形成を目指して、取り組んできました。

一方で、地球温暖化が原因と考えられる大雨・洪水等の異常気象が激甚化し、全国各地で頻発するようになっています。

国際社会においては、平成27（2015）年に国連サミットで持続可能な開発目標「SDGs」が、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択され、脱炭素社会を目指す取り組み・研究が進んでいます。

また、SDGsに掲げられた17の目標のうちの「2 飢餓をゼロに」や「14 海の豊かさを守ろう」に深く関わる食品ロスや海洋プラスチックの問題も、多くの人に注目されるようになりました。

本市は、令和4（2022）年8月にゼロカーボンシティを宣言していることから、一般廃棄物処理の分野においても、ごみの収集運搬、焼却等の処理においてCO₂の排出を削減していく必要があります。そのためには、これまで以上にごみ排出量・処理処分量を減らす必要があり、様々な取り組みを進めていくことが求められます。

今後、少子高齢化は更に進み、ライフスタイルも多様化する社会状況において、それぞれの主体の取り組みだけでは、理想とするゼロカーボンシティや循環型社会を実現することは困難です。

今一度、市民、自治会、コミュニティ、ボランティア、NPO、事業者、行政など、様々な主体が協力し、ともに「ごみを減らす・ごみにしない」ことに取り組むこと、その取り組みの中で、自然や資源を大切にする意識が育まれ、環境負荷にも配慮した循環型社会の形成とともに本市の豊かな環境を将来へ受け継いでいくことを基本理念に表現しています。

(2) 基本方針

前計画では、基本理念の「パートナーシップで進める循環型社会の形成」のもと、4つの基本方針を掲げ、取り組んできました。

今後更なる計画を推進していくため、前計画の4つの方針を踏襲しつつ、特に災害発生時の迅速な処理に向けた、関係機関との連携を確立し、災害時におけるごみの排出方法などについての検討が必要となるため、「安全で安定した廃棄物処理体制の構築」を追加し、5つの基本方針を新たに定めました。

基本方針1. 2R(ごみの発生抑制、再使用)の徹底

基本方針2. 効果的な再生利用の推進

基本方針3. 資源循環と環境に配慮した収集処理の推進

基本方針4. 市民・事業者・行政のパートナーシップによる取り組み

基本方針5. 安全で安定した廃棄物処理体制の構築

基本方針1 2R(ごみの発生抑制、再使用)の徹底

ごみを今以上に減らすためには、「2R(発生抑制:リデュース、再使用:リユース)を優先して取り組む」という基本に立ち返り、徹底して取り組むことが必要です。

また、より多くの市民・事業者に向けた周知啓発に努め、環境教育を充実させます。

基本方針2. 効果的な再生利用の推進

2Rを徹底した上で、再生利用:リサイクルを推進します。分別排出の周知とともに新たな資源化可能な品目を検討します。特に、製品プラスチックについては、プラスチック資源循環促進法に基づき、環境への負荷低減に向けたリサイクル手法を検討します。

基本方針3. 資源循環と環境に配慮した収集処理の推進

収集等においては、環境負荷の少ない効率的な収集・運搬を目指します。

また、中間処理においても積極的な資源化に向けて新たな資源化手法やリサイクル事業者について情報を収集し、研究・調査を継続します。ゼロカーボンシティの実現を目指す本市においては、廃棄物処理事業で発生する温室効果ガスの削減に努め、脱炭素社会へ向けた関係機関との協力連携による施設づくりを進めます。

基本方針4．市民・事業者・行政のパートナーシップによる取り組み

市民や事業者、N P O団体等と連携し、更なるごみの減量や分別の徹底に取り組みます。また、各主体のパートナーシップを活かし、スムーズかつ継続的に取り組みを行うため、連携のシステムづくりを検討するとともに、各主体の活動等について情報を収集し、情報提供・情報共有を図ります。

基本方針5．安全で安定した廃棄物処理体制の構築

大きく変化する社会情勢に対応できる廃棄物処理体制を目指し、必要な仕組みづくりや検討を進めます。特に、災害時の迅速な処理の実施に向けては、関係機関との連携を確立するとともに、災害時におけるごみの排出方法や災害廃棄物の一次仮置場等について検討を進めます。

2. 目標値

(1) ごみ量の将来推計

近年のごみ量の動向や人口減少の影響から、現状の施策を継続した場合、目標年度の市民1人1日当たりごみ排出量、総ごみ排出量ともに、減少が見込まれます。

しかし、燃やすごみの中に資源物が混入していること、食品ロスやプラスチック類の削減を目指す必要があることから、「ごみとなるもの」を減らす必要があります。

表 3-2-1 主な推計値

	令和3年度（実績）	令和13年度（推計）	増減率（%）
人口	155,517人	143,041人	-8.0%
総ごみ排出量（t）	48,026	43,381	-9.7%
市民1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	846.1	830.9	-1.8%
市民1人1日当たり家庭ごみ 排出量(g/人・日) (資源物・集団回収除く)	462.8	474.4	2.5%
事業系ごみ量(t)	12,369	12,223	-1.2%
資源化量(t)	12,750	9,910	-22.3%
リサイクル率(%)	26.5	22.8	3.7ポイント減

(2) 目標値の設定

前計画では、「市民1人1日当たりごみ排出量」と「リサイクル率」を目標項目としていましたが、今後はごみの減量や分別の徹底を更に進め、燃やすごみや燃やさないごみ、大型ごみはできる限り減らす・リユースするといったことが求められています。

そのため、これまでの目標値に加え、家庭系ごみの減量に向けた取り組みが的確に反映される項目として、資源物や集団回収を除いた「市民1人1日当たり家庭ごみ排出量」を設定します。

また、事業系ごみについては、人口の増減よりも社会情勢や景気の影響を受けやすいため、事業者の取り組みの結果を表す項目として、「事業系ごみ量」を設定します。

「市民1人1日当たりごみ排出量」は、令和3（2021）年度から91g（10.8%）削減し、755gを目標とします。

また、「市民1人1日当たり家庭ごみ排出量（資源物、集団回収を除く）」については、令和3（2021）年度から63g（13.6%）削減し、400gを目標とします。

「事業系ごみ量」については、景気の動向に左右される可能性があるものの、年1.0%ずつ削減することを目指し、令和3（2021）年度から目標を8.0%（11,380t）削減とします。

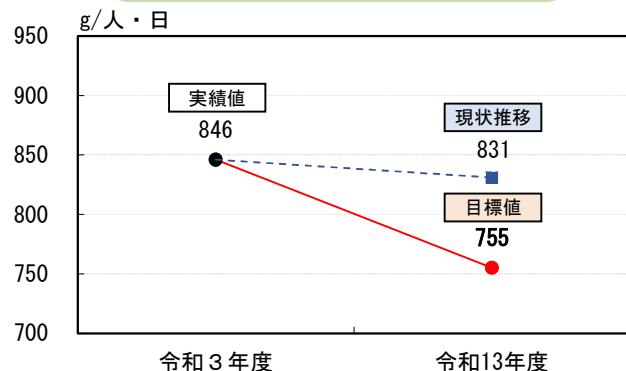
「リサイクル率」については、引き続き2R（発生抑制：リデュース、再使用：リユース）を優先して取り組むことで、資源物も減少することが考えられますが、分別の徹底や集団回収の啓発を進め、できる限りリサイクル率の低下を抑制して令和3（2021）年度の水準を維持し、26.5%を目標とします。

表3-2-2 目標項目と目標値

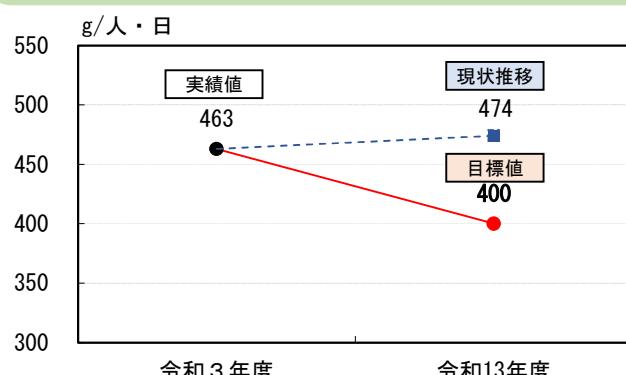
項目	令和3年度 実績 (基準年度)	令和13年度 目標値	増減率
市民1人1日当たり ごみ排出量（g/人・日）	846	755	-10.8% (-91g)
市民1人1日当たり 家庭ごみ排出量（g/人・日） (資源物・集団回収除く)	463	400	-13.6% (-63g)
事業系ごみ量（t）	12,369	11,380	-8.0% (-989t)
リサイクル率（%）	26.5	26.5	維持

(参考) 基準年度実績値と現状推移・目標値の比較

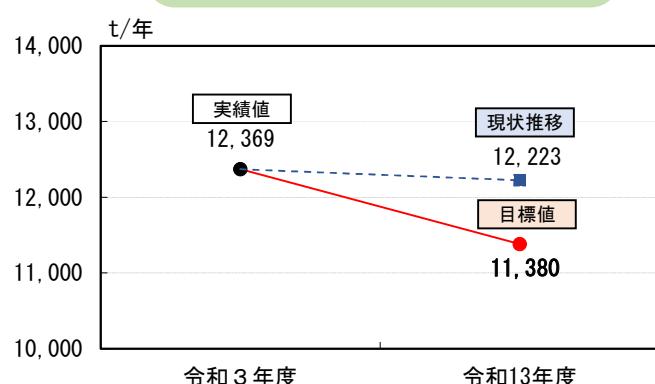
市民1人1日当たりごみ排出量



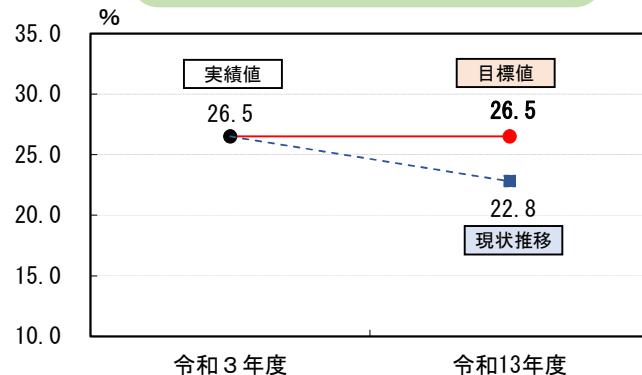
市民1人1日当たり家庭ごみ排出量（資源物・集団回収除く）



事業系ごみ量



リサイクル率



(参考) 減量・資源化施策例と削減・資源化見込み量

減量・資源化施策例		見込み量
家庭系ごみ	施策 1 生ごみの水切り 生ごみを絞る機器を配布する等、生ごみの水切りを推進する。 協力率は、ある程度取り組みが浸透していることを踏まえ 20 %とする。	3.1g/人・日 (約 160t)
	施策 2 生ごみ堆肥化の普及啓発 年間 20 世帯ずつ、8 年で 160 世帯が生ごみの堆肥化に取り組み、ごみとして排出する生ごみを削減する。	0.4g/人・日 (約 20t)
	施策 3 手つかず食品の削減 フードバンクやフードドライブ活動を推進する。 買い物時の工夫等を実践し、手付かず食品の 40 %を削減する。	5.2g/人・日 (約 270t)
	施策 4 使い切り・食べきり運動の推進 買い物時や調理・保存、食事の際の工夫等を実践し、食品ロスの 40 %を削減する。	8.2g/人・日 (約 425t)
	施策 5 グリーンコンシューマー※運動の推進（簡易包装の推進） 紙製容器包装について、簡易包装を心掛け、燃やすごみに混入している紙製容器包装の 40 %を削減する。	10.6g/人・日 (約 550t)
	施策 6 プラスチック製容器包装（レジ袋含む）の使用削減推進 プラスチック製容器包装の使用量がより少ない商品を選ぶ、マイバッグを持参する等の取り組みを継続し、燃やすごみに混入しているプラスチック製容器包装、レジ袋の 40 %を削減する。	12.4g/人・日 (約 645t)
	施策 7 マイボトルの推進 マイボトルの持ち歩きを推進するとともに、給水場所の拡大等を図り、燃やすごみに混入しているペットボトルの 30 %を削減する。	0.3g/人・日 (約 15t)
	施策 8 分別排出の推進 燃やすごみに混入しているプラスチック製容器包装（リサイクル可）、古紙（雑誌）、古紙（紙製容器包装）のそれぞれ 10 %を資源として分別する。	6.4g/人・日 (約 335t)
	施策 9 啓発等による再生資源集団回収の推進 啓発や再生資源集団回収奨励金交付事業の見直し・強化を行い、燃やすごみに混入している新聞・雑誌・段ボールの 50 %が再生資源集団回収に排出されるよう推進する。	11.8g/人・日 (約 615t)
	施策 10 啓発による燃やすごみの削減 施策 1～施策 9 を実施したうえで、啓発により燃やすごみを 5 %削減する。	18.1g/人・日 (約 945t)
	施策 11 啓発による燃やさないごみの削減 啓発により燃やさないごみを 5 %削減する。	0.9g/人・日 (約 45t)
事業系ごみ	施策 1 啓発による燃やすごみの削減 生ごみの減量や堆肥化の取り組み、古紙等資源化可能なものを適切な再生利用のルートにのせるといった取り組みが進むよう情報提供等の啓発を強化し、燃やすごみの 8 %を削減する。	16.5g/人・日 (約 860t)
	施策 2 啓発による燃やさないごみの削減 燃やさないごみの減量、資源化が進むよう情報提供等の啓発を強化し、燃やさないごみの 5 %を削減する。	0.04g/人・日 (約 2t)

※グリーンコンシューマー：環境を大切にする消費者

(3) スローガン

本計画における目標の達成に向けて、市民・事業者が共感し、行動の促進につながるスローガン（合言葉）を設定します。

前計画では、「始めよう！ごみの減量 私から 1人1日マイナス100g」をスローガンに掲げていました。今後、更なるごみの減量・リサイクルを進めるためには、多くの市民・事業者が自らのこととして取り組むことが必要であり、そのための“気づき”になるスローガンを設定します。

取り組みの第一歩として非常に重要な＜分別＞に焦点を当て、具体的な減量数値を明記することで、目指す目標を分かりやすく表現したスローガンとし、ごみの減量とリサイクルを進め、持続可能な循環型社会の実現を目指します。

『ごみにする？資源にする？それは結局あなた次第』
～今日から1人1日マイナス91g～

【マイナス91gの根拠】

本計画では、ごみ減量の進捗をはかる主要項目として、ごみ・資源物等を含んだ「市民1人1日当たりごみ排出量」を設定しています。令和3（2021）年度の「市民1人1日当たりごみ排出量」は、846g/人・日であり、現状のまま推移すると令和13（2031）年度は831g/人・日となり、令和3（2021）年度からは15g/人・日減少すると推測されます。

そこで、更に35ページに示すような減量・資源化施策例の施策を講じることを想定しています。なお、分別の精度を高め、燃やせるごみから資源として正しい排出を促す施策（施策8・施策9）も含まれるため、「市民1人1日当たりごみ排出量」としては、減少とならない施策もありますが、できる限りリサイクルを進めることも資源循環を実現するために必要な施策です。なお、減量につながる施策（施策8・施策9以外）を合計すると約76gの削減が見込めます。

現状推移で減少する15gと施策による削減量76gを合計した91gが削減目標となります。

3. 目標達成に向けた施策等

目標の達成に向け、以下の45項目の具体的な施策をもとに取り組みを進めます。

表 3-3-1 具体的施策の一覧

基本方針	基本施策	取り組みNo.	具体的施策	重点施策	市民	事業者	市
1. 2R(ごみの発生抑制、再使用)の徹底							
		○食品ロス・生ごみの減量化の促進					
	1	食べ残し、手付かず食品ごみの削減		○ ○ ○			
	2	フードバンクやフードドライブの促進		○ ○ ○			
	3	エコッキングの実践促進		○ ○ ○			
	4	生ごみの水切りや堆肥化の促進		○ ○ ○			
(1)発生抑制の推進		○プラスチック製品の使用削減					
	5	マイボトル等の推進		○ ○ ○			
	6	詰替品の利用、過剰包装の削減、簡易包装・ばら売りの促進		○ ○ ○			
	7	行政の率先行動(市施設等でのプラスチック使用の削減)		○			
	8	製造、流通過程における発生抑制		○ ○			
	9	大型ごみの活用・促進		○ ○ ○			
	10	フリーマーケットやバザー、リユースショップ等の連携・活用		○ ○			
	11	子ども服・大人服のリユースの実施		○ ○			
	12	“物を大事に使う”子ども向けイベントの実施		○ ○			
(2)再使用の推進		○広報誌、啓発誌、ホームページ、掲示、市公式SNS、イベントなど様々な手法や媒体を活用した情報発信					
	13	ごみ量や収集処理経費、取り組み結果等の見える化		○			
	14	市のごみ減量化施策や助成制度などの周知		○			
	15	市民・地域団体・事業者へのごみ減量化・リサイクル手法等の情報提供		○ ○ ○			
	16	市民・事業者・自治体等が実践している取り組みの情報収集		○ ○ ○			
	17	ごみ減量出前講座、子ども向けごみ学習会の実施		○ ○			
(4)環境教育、環境学習の充実	18	小学4年生向け副読本「ごみ減量ワークブック」の活用促進		○			
	19	学校・保育所(園)等との連携強化		○ ○ ○			
	20	国崎クリーンセンター啓発施設「ゆめほたる」との連携		○ ○			
	21	○ごみの分別及び適正排出の徹底					
(1)分別の推進	21	紙類・ペットボトルの分別、資源化の促進		○ ○ ○			
	22	プラスチック製容器包装の分別の促進	1	○ ○ ○			
	23	店頭回収の促進		○ ○ ○			
(2)市民や事業者によるリサイクルの促進	24	携帯電話など事業者による自主回収ルートへの協力		○ ○ ○			
	25	小型家電製品の回収促進		○ ○ ○			
	26	再生資源集団回収への積極的な参加		○ ○			
	27	剪定枝の資源化		○ ○			
(3)リサイクル品目の充実	28	新規リサイクル品目(製品プラスチック等)分別、リサイクル手法の検討	2	○			
	29	安定的、効率的な分別収集の実施		○			
(1)安全・安心な収集処理の実現	30	収集作業の安全性の確保		○			
	31	資源物の持ち去り等への対策		○			
	32	近隣自治体との協調と連携	3	○			
	33	地域団体(コミュニティ、自治会等)との連携		○ ○			
(1)地域との連携	34	ポイ捨て、不法投棄対策の実施		○ ○ ○			
	35	スマリ・リサイクル宣言店等との連携		○ ○			
(2)事業者との連携	36	事業系一般廃棄物減量化計画書の活用促進		○ ○			
	37	ごみ減量チャレンジ・モニターの実施		○ ○ ○			
(3)市民・事業者との連携	38	リサイクル製品や環境への負荷が少ない製品の購入啓発		○ ○ ○			
	39	市民ニーズに対応した収集サービスの充実(少子高齢化社会への対応)		○ ○			
(1)安全で安定した廃棄物処理体制の確立	40	在宅医療廃棄物や処理困難物の適正排出の周知		○ ○			
	41	災害廃棄物の迅速な処理に向けた対策	4	○ ○			
	42	環境省一般廃棄物会計基準の導入の検討		○ ○			
(2)処理費用手数料の適正化に向けた検討	43	ごみの有料化の実施	5	○ ○			
	44	猪名川上流広域ごみ処理施設組合との連携(資源循環と脱炭素社会に対応できる施設づくり)		○ ○ ○			
(3)国崎クリーンセンターとの連携強化	45	大阪湾フェニックス事業の情報提供		○ ○ ○			

(1) 基本方針1に連なる施策

基本方針1 2R（ごみの発生抑制、再使用）の徹底

[1] 発生抑制の推進

日常の暮らしの中に、ごみの減量に配慮した行動が当たり前のこととして定着するには、一人ひとりがごみ問題に関心を向け、実践に移していくことが重要です。

そのためには、ごみ問題への気づきやきっかけとなる機会を提供し、ごみ減量や分別等への動機づけを図りながら、実践につながる仕掛けや仕組みを作る必要があります。

○食品ロス・生ごみの減量化の促進

家庭から排出される生ごみは、家庭系ごみの中でも主要なものひとつです。そして、身近で実践しやすい取り組みも数多くあります。計画的な買い物や調理の工夫をすることで、買い過ぎ・食べ残しを防ぐことができます。また、家計にも優しい行動といえます。更に、堆肥化や水切りにより可能な限り減量化することで、より一層の減量が実現できます。

【1】食べ残し、手付かず食品ごみの削減

子どもから大人まで、様々な世代に向けて、食品ロス削減に向けた周知啓発を行います。

- ◇食べ残しぜロ運動（協力店登録の拡大、協力店と連携した啓発等）
- ◇給食・お弁当食べきりラリーの実施
- ◇食品ロス削減レシピの募集
- ◇食品ロス削減月間（10月）における啓発

【2】フードバンクやフードドライブの促進

民間事業者や行政が連携し、フードバンクやフードドライブ活動を推進します。また、災害用備蓄食料の有効な利活用のほか、「ローリングストック」の考え方の周知等を進めます。

- ◇市社会福祉協議会※のフードドライブへ寄付された食品の子ども食堂への提供
- ◇災害用備蓄食料の活用

※市社会福祉協議会は民間事業者と協定を結び、フードドライブを実施しています。

【3】エコクッキングの実践促進

子どもたちから大人まで、様々な世代に向けて、食品ロス削減に向けた周知啓発を行います。

- ◇事業者と連携したイベント「エコクッキングでごみダイエット」の実施
- ◇食品ロス削減レシピの募集

【4】生ごみの水切りや堆肥化の促進

生ごみには多くの水分が含まれており、ごみを捨てる際の水切りはごみの減量に大きな効果があります。また、生ごみの堆肥化は、ごみの減量となるだけでなく、その堆肥を利用して野菜等を育て地域で消費することで、地域の資源循環の形成につながります。

- ◇処理方法の啓発
- ◇学校給食から出る生ごみ処理の活用検討
- ◇チャレンジモニターによる活動
- ◇ごみ減量出前講座等での啓発

○プラスチック製品の使用削減

海洋プラスチックの問題や地球温暖化防止等の問題をふまえ、市民や事業者への啓発とともに、市民や事業者の行動を支える取り組みを実践し、行政が率先行動することで、使い捨てプラスチックをはじめとするプラスチック製品の使用削減を図ります。

【5】マイボトル等の推進

マイバッグやマイ箸、マイボトルの持参により使い捨てプラスチックの利用が減少するよう、啓発を継続するほか、代替品の普及拡大や給水機の設置等を検討します。

- ◇マイバッグ・マイ箸・マイボトル持参の啓発
- ◇竹製等の代替品の普及拡大啓発・給水器の設置等

【6】詰替え品の利用、過剰包装の削減、簡易包装・ばら売りの促進

市民へは、詰め替え可能な商品や簡易包装の商品を選ぶよう啓発するとともに、事業者が店頭での簡易包装やばら売り、量り売りの導入を積極的に検討するよう啓発や働きかけを行います。

- ◇ごみ減量出前講座等における、詰替品等の利用啓発
- ◇事業者に向けた簡易包装等の啓発

【7】行政の率先行動（市施設等でのプラスチック使用の削減）

市施設及び市のイベント開催等において、繰り返し使える製品やリユース食器の利用、マイバッグの持参等を推進し、率先してプラスチック製品の使用量の削減に取り組みます。

- ◇全庁掲示板やイベント開催時のプラスチック削減啓発

【8】製造、流通過程における発生抑制

事業者は、商品の製造、流通過程において、原料調達や輸送時の梱包の無駄をなくすなどの改善を行い、発生抑制に努めます。

行政は、商品の製造や梱包等の省資源化を目指し、改善に向けた啓発や指導に取り組みます。

- ◇商品の製造や梱包等の改善・啓発指導

【9】大型ごみの活用・促進

大型ごみについては、平成28（2016）年5月から有料化を実施し、定着しています。

今後は、市が主催するリユースマーケット等を継続するとともに、事業者の行うリユース等の利用も促進し、大型ごみの発生抑制を図ります。

- ◇リユースマーケット等の活用事業

[2] 再使用の推進

不要になったものを必要な人に譲るなど、物を出来るだけ長く大切に使用するためには、意識の向上と仕組みの活用を図ることが必要です。

また、リターナブルビンのようにリユースシステムが構築されているものの有用性を見直し、利用促進に努めます。

【10】フリーマーケットやバザー、リユースショップ等の連携・活用

衣類やおもちゃなど不要になったものを必要な人に譲るフリーマーケットやバザー、リユースショップを積極的に活用し、ごみとなるものを減らします。

- ◇リユースマーケット、キッズ「り・ぼ・ん」等の活用事業

【11】子ども服・大人服のリユースの実施

子ども服を対象とした譲渡会「ふクレル」を継続するとともに、今後は子どもだけでなく大人の衣類等を含めたリユースマーケットの実施に取り組んでいきます。また、リユースを実施する事業者等と連携強化していきます。

- ◇子ども服譲渡会「ふクレル」の実施
- ◇子どもから大人までを対象としたリユースマーケットの実施

【12】“物を大事に使う”子ども向けイベントの実施

幼稚園・保育所（園）児を対象に、物を大事に使うこと・お片付けを促す企画「お片付けミッション」を実施しています。

今後も子ども向けの企画を継続し、幅広い世代への啓発を進めます。

- ◇お片付けミッション
- ◇キッズ「り・ぼ・ん」の実施

[3] 情報発信と情報の共有

情報発信にあたっては、具体的な減量方法や減量効果を示すなどを、様々な媒体を通して、分かりやすく、行動につながるよう内容を工夫します。

また、情報の共有に向けて、市のキャラクターである「ふっくりごみくん」等を活用するなど、読んでもらえる情報を目指し、効果的な表現に努めます。

○広報誌、啓発誌、ホームページ、掲示、市公式SNS、イベントなど様々な手法や媒体を活用した情報発信

市民や事業者に、ごみ処理の現状を広く周知・共有し、ごみの減量やリサイクルに取り組む意識を高めます。より多くの人に情報を伝えるため、広報誌や啓発誌をはじめホームページ、市公式SNS、施設での掲示等様々な媒体を活用し、積極的にPRを行います。

【13】ごみ量や収集処理経費、取り組み結果等の見える化

最新のごみ量や収集処理経費、取り組みの結果等について、様々な媒体を活用した見える化を進め、更に情報の発信を強化していきます。

- ◇家庭ごみ減量速報、広報誌、「Rあ～る かわにし」、市公式SNS・
デジタルサイネージの活用

【14】市のごみ減量化施策や助成制度などの周知

ごみ減量に向けた動画の作成・公開等を行っています。引き続き、ごみの減量化施策や再生資源集団回収登録団体を増やす取り組みの1つとして、広報誌、「Rあ～る かわにし」、市公式SNS等の周知方法を進めます。

- ◇ごみの減量化施策の周知の工夫
- ◇再生資源集団回収登録団体募集に向けた周知の工夫

【15】市民・地域団体・事業者へのごみ減量化・リサイクル手法等の情報提供

市民や地域の団体、事業者のごみ減量化やリサイクルの推進に向け、その手法等について、様々な媒体を活用し、情報提供を行います。

- ◇広報誌、「Rあ～る かわにし」、SNS等の周知手法の検討

【16】市民・事業者・自治体等が実践している取り組みの情報収集

ごみの減量やリサイクルは市民一人ひとりの取り組みによって実現できます。日常生活で気軽に実践できる事柄、アイデアや工夫について市民や地域団体等から情報を収集し、誰もが実践できる取り組みを推進します。

- ◇誰もが実践できるアイデアや工夫、取り組みについての情報収集

[4] 環境教育、環境学習の充実

子どもから大人まで幅広い年齢層に対して、ごみ問題を学ぶ機会を提供します。とりわけ、将来を担う子ども達への環境教育については、学校等と連携を図りながら年齢に応じた効果的なプログラムの提供に努めます。

【17】ごみ減量出前講座、子ども向けごみ学習会の実施

ごみ減量出前講座や子ども向けごみ学習会を、より多くの市民がごみ問題への意識を高める機会として、学校や自治会、コミュニティ等に呼びかけ、開催回数を増やすなどの充実を図ります。また、親子で参加できる講座や学習会を実施するなど幅広い年齢層に対応したプログラムを工夫します。

◇ごみ減量出前講座、子ども向けごみ学習会など幅広い年齢層に対応した
プログラムの工夫

【18】小学4年生向け副読本「ごみ減量ワークブック」の活用促進

小学校4年生向けに毎年作成している副読本「ごみ減量ワークブック」を国崎クリーンセンターの見学に際し利用するとともに、ごみ減量やリサイクルへの気づきや取り組みにつながるよう活用を促進します。

◇国崎クリーンセンターの見学に合わせた、ごみ減量やリサイクルへの気づきにつながる「ごみ減量ワークブック」の発行・活用

【19】学校・保育所（園）等との連携強化

小中学校、幼稚園、保育所（園）などと相互に連携し、学習会のプログラムやワークブックを作成するなど、それぞれの年代に応じた効果的な環境学習を行います。

◇給食・お弁当食べきりラリー等の年代に応じた環境学習の実施

【20】国崎クリーンセンター啓発施設 「ゆめほたる」との連携

国崎クリーンセンター啓発施設との情報共有を図り、施設見学とごみ減量出前講座の同時実施やイベントの共同開催、広報誌を通じた啓発など、連携による取り組みを進めます。

◇施設見学とごみ減量出前講座の同時開催やイベントの共同開催
◇猪名川上流広域ごみ処理施設組合発行の「広報誌『森の泉』」を通じた、
適正排出やリサイクルの推進

(2) 基本方針2に連なる施策

基本方針2. 効果的な再生利用の推進

[1] 分別の推進

効率的・効果的に再生利用するには、資源としての品質を確保することが重要であるため、分別ルールの徹底を図ります。

特に、燃やすごみに混入している割合の高い資源化可能な紙類等の分別及びプラスチック製容器包装とペットボトルの分別を重点的に促進します。

○ごみの分別及び適正排出の徹底

家庭や事業所から排出するごみについては、紙類をはじめとする資源物を分別するとともに、事業者においては排出者責任の原則に基づき、適正排出に努めます。

また、市民等からの報告により、ごみステーションに不適正に排出されていることが分かった場合、現地調査・内容物確認のうえ、訪問指導などの対応を行います。

【21】紙類・ペットボトルの分別、資源化の促進

広報誌等を活用し、再生資源集団回収制度やペットボトル専用回収ネットの無料配布案内等も含め、正しい排出方法について周知し、必要に応じてチラシをポスティングするなど、分別、資源化を強化します。

◇再生資源集団回収制度や、ごみの分け方・出し方保存版や、広報誌、「Rあ～る かわにし」等で正しい排出方法の啓発

【22】プラスチック製容器包装の分別の促進《重点施策1》

現在分別収集を行っている、プラスチック製容器包装について、引き続き正しい排出方法を啓発します。

なお、令和4（2022）年4月に施行したプラスチック資源循環促進法に基づき、プラスチック製品を含めたプラスチック資源の収集など、家庭からの排出方法が変更となる場合は、各コミュニティ等への説明会や広報誌、「Rあ～る かわにし」等を活用し、市民に理解を深めてもらえるよう、啓発を進めていきます。

◇ごみの分け方・出し方保存版や広報誌や「Rあ～る かわにし」等を活用した正しい排出方法の啓発

[2] 市民や事業者によるリサイクルの促進

市によるごみ・資源の収集だけでなく、市民が自主的に取り組んでいる再生資源集団回収や、事業者が実施している店頭回収や自主回収など、これらの取り組みを支援・連携することで、資源物の排出機会の増加を図り、分別の推進、安定した再生利用のルートを確保し、リサイクルを促進します。

【23】店頭回収の促進

食品トレイ、紙パックなどについては、店頭回収が行われており、市民が積極的に店頭回収を利用できるよう、店頭回收取扱店を周知するとともに、事業者と連携し、店頭回収の導入や拡大の検討を進めます。

- ◇市民：食品トレイ・紙パック等の店頭回収利用
- ◇事業者：店頭回収の導入・拡大
- ◇市：店頭回收取扱店等を広報誌等で周知啓発、事業者との連携

【24】携帯電話など事業者による自主回収ルートへの協力

携帯電話や小型家電製品などに使用されるレアメタルやレアアースなどは貴重な資源であり、リサイクルすれば再生利用が可能です。特に、携帯電話は事業者による自主回収ルートが構築されており、市民が事業者の自主回収に協力できるよう、市は周知啓発を行います。

- ◇市民：リサイクルへの協力
- ◇事業者：自主回収ルートの継続
- ◇市：広報誌、「Rあ～る かわにし」、市公式SNS等で周知啓発

【25】小型家電製品の回収促進

平成26（2014）年10月からリサイクル業者と協定を結び、不用になったパソコンの宅配便回収を行っています。また、その他の使用済小型家電製品については、市役所及び市内の各行政センターに回収用ボックスを設置しています。

小型家電に含まれるレアメタル等の資源を大切に使うため、今後も継続してパソコンや使用済小型家電の回収を促進します。

- ◇リサイクル業者等の利用案内
- ◇回収用ボックスの設置継続

【26】再生資源集団回収への積極的な参加

再生資源集団回収は、ごみ減量やリサイクルへの意識高揚はもとより、地域コミュニティの活性化にも寄与するもので、市民の積極的な参加が不可欠であるため、参加していない市民への情報提供、登録団体の募集の推進などに努めます。

- ◇市民への情報提供
- ◇再生資源集団回収奨励金制度登録団体募集の推進

[3] リサイクル品目の充実

現在、9種14分別を実施しています。リサイクル品目を維持するほか、できる限り資源を有効に活用するため、また、プラスチック資源循環促進法も見据え、環境への負荷低減に向けたリサイクル手法や新たな再生利用のルート等を検討し、リサイクル品目の充実を図ります。

【27】剪定枝の資源化

家庭等で発生する枝木を有効利用し、可燃ごみの減量を図るため、剪定枝粉碎機の無料貸出を実施しています。粉碎後のチップは、堆肥材料のほか、マルチングや雑草防止、菜園花壇に利用されており、今後も事業の継続と周知啓発を図ります。

- ◇剪定枝粉碎機貸出事業の継続・啓発

【28】新規リサイクル品目（製品プラスチック等）分別、リサイクル手法の検討

《重点施策2》

プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチックの処理方法の変更も考慮しながら、新たなリサイクル品目について、その手法や再生利用のルートの検討を進めます。

同時に、猪名川上流広域ごみ処理施設組合の構成市町、近隣自治体との協議・連携を進めます。

また、プラスチックから再生可能な素材を用いた製品の積極的な利用についても検討していきます。

- ◇新たなリサイクル品目分別、リサイクル手法の検討
- ◇国崎クリーンセンターと近隣自治体との協議・連携
- ◇再生可能（リニューアブル）な資源に替える取り組み

(3) 基本方針3に連なる施策

基本方針3. 資源循環と環境に配慮した収集処理の推進

[1] 安全・安心な収集処理の実現

【29】安定的、効率的な分別収集の実施

今後においても安定的、効率的な分別収集を実施します。

◇安全かつ効率的な収集運搬体制の構築

表 3-3-2 ごみの収集運搬体制

区分	内容	排出形態	収集方法	収集車
家庭系ごみ	燃やすごみ 厨芥類、紙・布類（資源となるものは除く）、草木類、容器包装プラスチック及びペットボトルを除くプラスチック素材のもの、その他40cm未満の可燃物及びプラスチック製品（容器包装は除く）	ステーション	直営 委託	パッカー車
	プラスチック製容器包装  マークがついているプラスチック製容器包装	ステーション	直営 委託	パッカー車
	ペットボトル  マークがついているボトル	ステーション	直営 委託	パッカー車
	燃やさないごみ 他の分別区分のいずれにも該当しない不燃物（可燃と不燃の複合素材を含む）	ステーション	直営	ダンプ車
	有害ごみ 蛍光管、筒型乾電池、水銀式体温計	ステーション	直営	ダンプ車
	ピン 食品類、経口薬品類及び化粧品に使用されていた容器ピン類	ステーション	委託	ダンプ車
	カン スチール及びアルミ製の食品類に使用されていた空きカン、カセットコンロのガスボンベ、殺虫剤等スプレー缶	ステーション	委託	ダンプ車
	紙・布 新聞、チラシ、雑誌、書籍、紙製容器包装、雑紙、段ボール、布	ステーション	委託	パッカー車 ダンプ車
	大型ごみ 40cm四方の立方体以上の可燃物及び不燃物	予約制・戸別	直営	パッカー車 ダンプ車
	サポート収集 一人暮らしの高齢者、障がい者を対象に一定基準を設けて戸別収集を実施	戸別	直営	ダンプ車
市家が庭収集ごしれない	臨時ごみ 臨時に排出されるごみ	予約制・戸別	直営 許可業者	パッカー車 ダンプ車
	持ち込みごみ 上記のごみ	予約制	直接搬入	-
	特別管理一般廃棄物（感染性廃棄物） 市で定める在宅医療廃棄物の排出ルールに基づき適正に排出する。 注射針、注射器等は医療機関または薬局へ返却する。			
事業系ごみ	法律で処理ルートが確立されているもの 家電4品目、自動車など法律で回収・リサイクルルートが確立されているものは、市では収集を行わず、その処理方法の周知により適正処理の推進を図る。			
	業界団体で処理ルートが確立されているもの パソコン、充電式電池（小形二次電池）、自動二輪（オートバイ）、FRP船、消火器など業界団体で回収・リサイクルルートが確立されているもの、広域認定を受けた業者が資源化・処分をしているものは、その処理方法の周知により適正処理の推進を図る。			
事業系ごみ	事業系ごみ※ 事業系の一般廃棄物については、事業者が自らの責任において適正に処理する。	-	許可業者 直接搬入	パッカー車 ダンプ車 貨物車

※事業系ごみの収集については、現状の一般廃棄物処理運搬許可業者の能力で運搬が可能

【30】収集作業の安全性の確保

スプレーカンや使い切りライター、リチウム蓄電池といった危険物の混入による事故は全国的にも多く見られます。分別方法について正しい認識を高め、適正排出を促進するための周知徹底を図り、収集作業の安全性を確保します。

- ◇正しい分別方法を啓発することによる安全確保

【31】資源物の持ち去り等への対策

分別収集を実施しているカン、BIN、古紙等の資源物のステーション等からの持ち去りが問題となっています。

資源物の持ち去りは、住民の分別意識への影響、騒音やごみの散乱等生活環境の悪化を招くだけでなく、収集した資源物は有価物として市の収益となっていることから、リサイクル行政にも支障をきたす可能性があります。

広報誌等での啓発やポスターの作成を行い、地域と連携して対策を進めます。

- ◇広報誌等での防止啓発やポスターの作成

【32】近隣自治体との協調と連携《重点施策3》

ごみの有料化やプラスチックの収集など各種施策をより効果的に推進するため、近隣自治体と協調、連携しながら施策を推進します。

また、災害等様々な緊急事態の際には、近隣自治体と収集体制等について連携し、対応します。

拡大生産者責任の確立やリサイクル関連法の推進に関する要望については、他の自治体との連携を図りながら、国等に対して要望していきます。

- ◇各種施策の推進に向けた近隣自治体との協調、連携

- ◇災害発生時等緊急事態における近隣自治体との連携

(4) 基本方針4に連なる施策

基本方針4. 市民・事業者・行政のパートナーシップによる取り組み

[1] 地域との連携

【33】地域団体（コミュニティ、自治会等）との連携

ごみの分別や減量への取り組みについて市民の理解や意識を高めるためには、地域レベルにおける情報の浸透が必要です。自治会、コミュニティ等との更なる連携を図り、ごみステーションの環境美化や再生資源集団回収の周知、ごみ減量出前講座等の開催を推進します。

- ◇ごみステーションの環境美化や、再生資源集団回収の周知
- ◇ごみ減量出前講座

【34】ポイ捨て、不法投棄対策の実施

地域の美化、安全等を維持するため、ごみステーションや道路敷等への不法投棄物については、地域や事業者と連携しながら啓発やパトロールを実施します。

また、ごみステーションへの不法投棄ごみには、不法投棄防止の意識づけのため、ごみに啓発ステッカー等を貼付します。

- ◇地域と連携した啓発やパトロールなどの実施
- ◇不法投棄物の回収・処分による地域環境の維持
- ◇不法投棄ごみへの啓発ステッカーの貼付

[2] 事業者との連携

【35】スリム・リサイクル宣言店等との連携

スリム・リサイクル宣言店に関する情報を市民に広く周知するとともに、加盟している事業所に対しては、取り組み内容や事例などをフォローするとともに、未加入の事業所に対する加入促進を行います。

- ◇スリム・リサイクル宣言加盟店との更なる連携と、未加入店への啓発

【36】事業系一般廃棄物減量化計画書の活用促進

事業系一般廃棄物減量化計画書については、現在の計画書の内容を工夫する等、提出事業所を増やし現状の把握に努めるとともに、得られた情報を活用した助言・指導に努め、提出対象事業者に対し、提出を促す対策を検討します。

- ◇事業所の状況把握と助言・指導
- ◇事業系一般廃棄物減量化計画書の提出の促進

[3] 市民・事業者との連携

【37】ごみ減量チャレンジ・モニターの実施

平成21（2009）年度から実施している本施策においては、公募による市民が主体的にごみ減量に向けた取り組みを実践しています。今後は参加者が活動終了後においても、地域等でごみ減量の取り組みを広められるよう内容を充実していきます。

また、令和5（2023）年度は中高生を対象にチャレンジ・モニターを募集し、多様な世代がごみ減量等に取り組むきっかけづくりを進めています。

- ◇ごみ減量チャレンジ・モニター制度
- ◇中高生対象チャレンジ・モニター募集
- ◇キッズ「り・ぼ・ん」の実施

【38】リサイクル製品や環境への負荷が少ない製品の購入啓発

製品を購入する際、エコマークやP E Tボトルリサイクル推奨マークといった環境ラベル等を参考にしながら、環境や3Rに配慮したリサイクル製品や環境への負荷が小さな商品を選択するよう、ごみ減量出前講座等で情報提供や啓発を行います。

- ◇ごみ減量出前講座等でエコマーク付・ボトル to ボトル等、環境に配慮した製品の購入啓発への情報提供

(5) 基本方針5に連なる施策

基本方針5. 安全で安定した廃棄物処理体制の構築

[1] 安全で安定した処理体制の確立

【39】市民ニーズに対応した収集サービスの充実（少子高齢化社会への対応）

ごみステーションまでごみを持ち出すことができない一人暮らしの高齢者や障がい者を対象に、一定基準を設けて戸別収集を行う「サポート収集」を実施しています。

今後も社会環境の変化や市民のニーズに対応し、よりよい収集サービスを目指します。

◇サポート収集の充実

【40】在宅医療廃棄物や処理困難物の適正排出の周知

在宅医療で使用された針や注射器などを家庭ごみと一緒に廃棄すると、針刺し事故の危険性があり、市民に対して、在宅医療廃棄物の排出ルールの周知徹底を図ります。

◇在宅医療廃棄物等の排出の周知徹底を図るための適正分別の啓発

【41】災害廃棄物の迅速な処理に向けた対策《重点施策4》

令和3（2021）年3月に「川西市災害廃棄物処理計画」を策定しており、今後はこの計画に沿って実施計画を策定し、災害発生時の安全で迅速な廃棄物処理の実施に備えます。

なお、災害発時における生活系一般廃棄物の収集運搬については、市と民間事業者等が令和5（2023）年8月に締結した「災害時における一般廃棄物の収集運搬の支援に関する協定」に基づき、適切に対処します。

また、災害廃棄物の処理に関しては、兵庫県、各市町及び関係一部事務組合が協力し円滑な処理を実施するための相互応援活動について平成17（2005）年9月に締結した「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、相互支援に努めます。

◇「川西市災害廃棄物処理計画」に沿った実施計画の策定

[2] 処理費用手数料の適正化に向けた検討

最終処分場の逼迫、廃棄物の処理に伴う環境負荷など、ごみ減量目標の達成が強く求められる中、減量化を促進する方策のひとつであるごみの有料化について検討していく必要があります。

ごみの有料化については、その手法やプロセスが減量効果に影響することから、課題の検証、実施方法の検討などを十分に行なうことが求められます。

更に、その目的や効果について市民への周知徹底を図り、理解と協力を求めることが不可欠です。

【42】環境省一般廃棄物会計基準の導入の検討

環境省一般廃棄物会計基準は、一般廃棄物処理事業の3R化を進めていくため、事業に係るコスト等の標準的な分析手法を定めたものです。その情報を活かして、一般廃棄物処理事業に係る収支等を客観的に把握することを目指し、近隣自治体の導入実績等を踏まえ、導入を検討します。

◇近隣自治体の導入等の情報を入手しながら、導入を検討

【43】ごみの有料化の実施《重点施策5》

CO₂削減を目的とした指定ごみ袋制の導入、及びごみの発生抑制（リデュース）を最優先とした有料化の実施に向けて検討を進めます。

合わせて有料化に伴い得られる財源で、市民サービス施策を検討します。

◇プロジェクトチーム等を設置し、実施時期・実施方法の検討

◇有料化で得られた財源を市民サービス向上につなげる施策の検討

[3] 国崎クリーンセンターとの連携強化

一般廃棄物の中間処理については、原則として現行の方法を継続し、資源化の推進、適正処理を進めます。

国崎クリーンセンターにおいては、令和9（2027）年度に改修工事及び灰溶融炉の廃止を予定しており、工事中及び改修後の中間処理が適正かつ円滑に進むよう、猪名川上流広域ごみ処理施設組合による管理運営等を支援します。

また、本市、猪名川町、豊能町、能勢町の構成市町及び猪名川上流広域ごみ処理施設組合との連携を強化し、情報交換、情報共有を行いながら、施策を推進します。

なお、消火器やタイヤなど広域認定を受けた業者や再生利用認定に基づき再生を行う者が資源化・処分を行っているものについては、これらの業界団体等による処理方法等を広く周知することにより、適正処理を推進します。

【44】猪名川上流広域ごみ処理施設組合との連携（資源循環と脱炭素社会に対応できる施設づくり）

国崎クリーンセンターにおける処理・処分、施設改修工事に関する進捗、施設での環境への配慮に向けた取り組み等の情報の共有や、啓発施設との情報交換など、連携を強化し、市民の意識向上やごみ分別ルールの徹底を図ります。

また、事業者のごみ減量化・資源化を更に促進するため、国崎クリーンセンターの事業系持込みごみの分別徹底や処理できないごみの混入防止等について、猪名川上流広域ごみ処理施設組合及び構成市町と連携を図っていきます。

- ◇施設改修工事及び灰溶融炉の廃止に伴う処理状況や環境配慮に向けた取り組み等の把握、連携強化
- ◇連携による市民や事業者の適正排出やリサイクルの推進

[4] 最終処分場の安定的な確保

最終処分場としては、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）の広域処分場における埋立処分を継続します。大阪湾フェニックス計画では、令和14（2032）年度までの受入れを予定*しております、その後の新たな広域処分場の整備計画については、大阪湾広域処理場整備促進協議会で検討されています。

しかし、長期的な展望に立った最終処分場の確保が喫緊の課題となっていることから、ごみ減量化の推進などにより最終処分量の更なる削減と最終処分場の安定的な確保に努めます。

【45】大阪湾フェニックス事業の情報提供

最終処分量や大阪湾フェニックス事業の状況について、市民・事業者への情報提供を行い、適正排出及び排出量削減への意識向上を目指します。

- ◇適正排出・排出量削減への意識向上に向けた市民、事業者への最終処分量等の大阪湾フェニックス事業に関する情報提供

*令和4（2022）年8月変更認可された大阪湾圏域広域処理場整備基本計画において、埋立期間は「平成元（2019）年度から約44か年」とされています。

第4章 生活排水処理基本計画

1. し尿処理・浄化槽の管理

(1) し尿処理事業の概要

生活排水とは、台所、風呂、トイレなど日常生活からの排水のことをいい、し尿と生活雑排水に分けられます。

本市から排出されるし尿は、市内全域が対象収集区域であり、月2回委託により、衛生面や悪臭対策に配慮し、収集を行っています。

公共下水道の普及に伴い、し尿収集戸数は年々減少しており、令和5（2023）年4月時点の定期収集戸数は、154戸となっています。

図4-1-1にし尿・浄化槽汚泥処理の流れを示します。し尿処理については、収集したし尿・浄化槽汚泥を市内にあるし尿中継所に搬入し、約20倍の水で希釈し、公共下水道に直放流し、豊中市内にある猪名川流域下水道原田処理場で終末処理されています。

また、し尿を処理する単独処理浄化槽及び雑排水とし尿を処理する合併処理浄化槽の管理者は、浄化槽の維持管理（保守点検）と浄化槽の清掃（汚泥の引き抜き）及び年1回の法定検査（定期検査）を受け、適正に維持管理しなければなりません。

本市における浄化槽の設置基數は、公共下水道の普及（令和4（2022）年度99.8%）に伴い年々減少しており、令和5（2023）年4月時点では278基となっており、今後も浄化槽の維持管理指導を図り、公共水域への水質保全に努めていく必要があります。

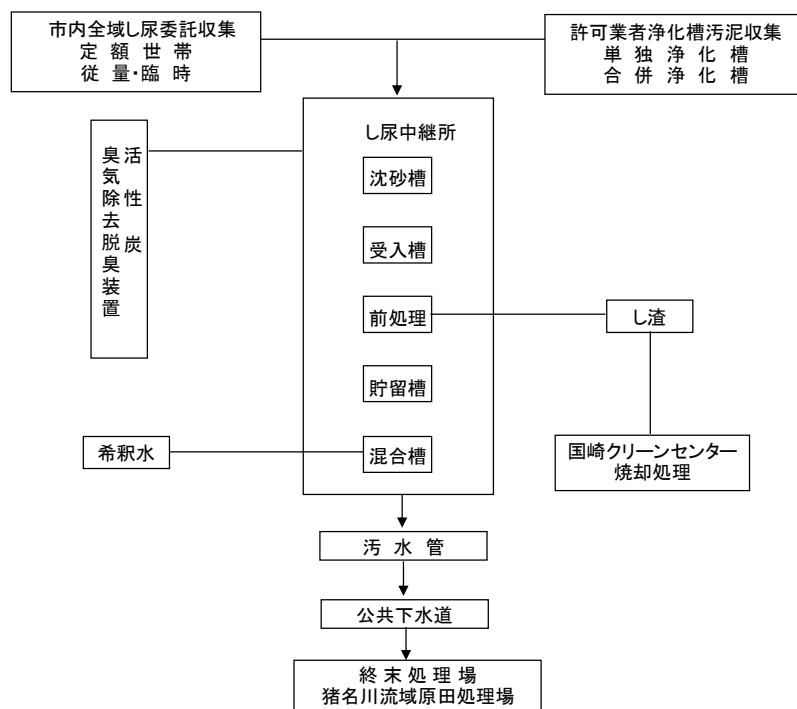


図4-1-1 現状のし尿・浄化槽汚泥処理フロー

(2) 濾化槽の管理及び汚泥の処理

本市における過去のし尿・濾化槽汚泥収集量の実績は表 4-1-1、表 4-1-2、図 4-1-2、図 4-1-3 のとおりです。

表 4-1-1 し尿収集量の実績

	H29	H30	R元	R2	R3	(参考) R4
定期収集量	758	691	689	588	466	430
収集戸数(戸)	229	205	189	171	160	154
従量収集量	637	494	441	432	437	483
収集件数(件)	1,926	1,630	1,583	1,523	1,612	1,629
収集量計	1,395	1,185	1,130	1,020	903	913

表 4-1-2 濾化槽汚泥収集量の実績

	H29	H30	R元	R2	R3	(参考) R4
汚泥量	916	1,055	896	805	808	737
汚泥収集件数(件)	369	349	361	300	309	290

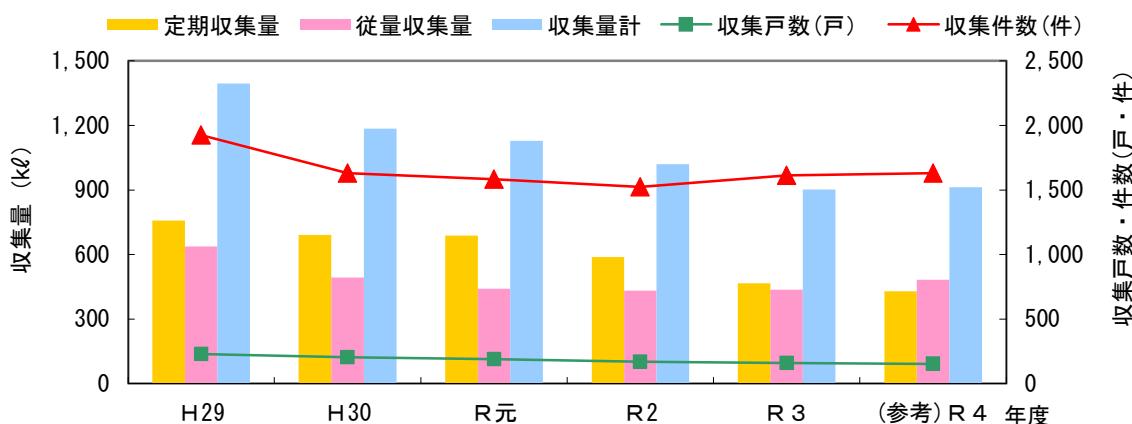


図 4-1-2 し尿収集量の実績

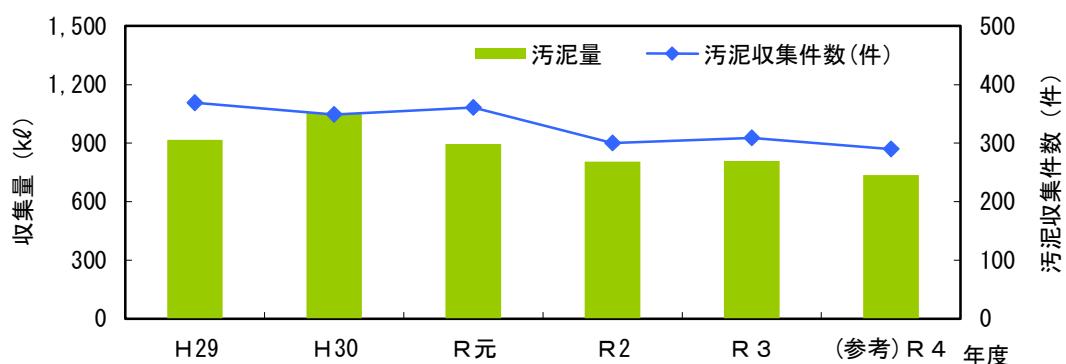


図 4-1-3 濾化槽汚泥収集量の実績

(3) 処理体制

1) 収集の方法

表 4-1-3 に示すとおり、現在、し尿は委託業者により収集しています。また、浄化槽汚泥については、許可業者が浄化槽清掃及び浄化槽汚泥の収集・運搬を行っています。

表 4-1-3 収集方法

収集先	収集形態	収集回数
一般家庭	委託収集	月 2 回
事業所等及び多量に排出する家庭		随時
仮設便所		随時
浄化槽設置家庭等	許可業者収集	随時

2) し尿・浄化槽汚泥処理手数料

し尿処理手数料は、口座振替・銀行納入制により市へ納入されています。手数料は表 4-1-4 に示すとおりです。

表 4-1-4 手数料

種別	区分	単位	金額
し尿	普通便槽の家庭	定額	600 円
	加水槽造式便槽の家庭		1,500 円
	家庭から排出されるし尿で、臨時の処理によるもの	従量	140 円
	事業所等から排出されるし尿		210 円
	現場事務所等の仮設便所で、臨時の処理によるもの	定額と従量	1 回 360ℓ以内 18ℓ増す毎に 4,200 円 210 円
浄化槽清掃汚泥	市長の許可を受けたものに限る	1 kℓ当たり	1,500 円

3) し尿中継所の施設の状況

収集されたし尿・浄化槽汚泥は、し尿中継所で約 20 倍の水で希釈し、公共下水道に直放流しています。

し尿中継所の施設概要は表 4-1-5 に示すとおりです。

表 4-1-5 し尿中継所施設概要

施設の種類	し尿中継所
施設能力	120 kℓ槽 × 2 槽
敷地（建築）面積	2,286.05 m ² の一部
竣工年月日	平成元年 3 月改修
建設費	218,675,000 円

2. 基本方針

(1) 生活排水処理の基本方針

し尿・浄化槽汚泥処理については、公共下水道の普及に伴い、今後更に減少していくと予測されます。

これらの状況を踏まえ、収集体制が効率的に行われるよう収集区域の検討や、中間処理施設の維持管理を図っていくことが必要です。

収集体制は、現在の委託収集で対応をしていきます。

また、浄化槽汚泥については、許可業者による清掃と汚泥引き抜き等が適正にされるよう指導を行います。

なお、公共下水道供用開始区域において、未接続の家庭・事業所等については、早期に下水道へ切り替えられるよう所管課とともに働きかけを行っていきます。

3. し尿・浄化槽汚泥量の将来推計

(1) 行政区域内人口の将来予測

1) 人口実績値

本市における過去の行政区域人口（各年度末人口）及びし尿・浄化槽の収集人口の実績は表 4-3-1 に示すとおりです。

表 4-3-1 行政区域内人口、し尿・浄化槽の収集人口の実績

単位：人

年度	人口	収集人口	
		し尿	浄化槽
H29	158,545	527	803
H30	157,808	472	794
R元	157,232	416	667
R 2	155,988	376	651
R 3	155,625	352	620
(参考) R 4	154,758	339	612

※各年度末（3月末）の値。

2) 人口の将来予測値

本市の行政区域人口及びし尿・浄化槽の収集人口の将来予測値は、表 4-3-2 に示すとおりです。

表 4-3-2 行政区域内人口、し尿・浄化槽の収集人口の将来予測値

単位：人

年度	人口	収集人口		年度	人口	収集人口	
		し尿	浄化槽			し尿	浄化槽
R 6	149,647	327	594	R 10	145,912	303	559
R 7	148,925	321	585	R 11	144,941	297	550
R 8	147,854	315	576	R 12	144,069	291	541
R 9	146,883	309	568	R 13	143,041	286	532

(2) し尿・浄化槽汚泥量の将来推計

1) し尿・浄化槽汚泥の原単位の推計

し尿・浄化槽汚泥量の将来推計の流れを図 4-3-1 に示します。

令和 4 (2022) 年度の実績値をもとに公共下水道の水洗化と調整し、し尿・浄化槽汚泥量を求めることとします。

なお、推計期間は、令和 6 (2024) 年度～令和 13 (2031) 年度の 8 年間とします。

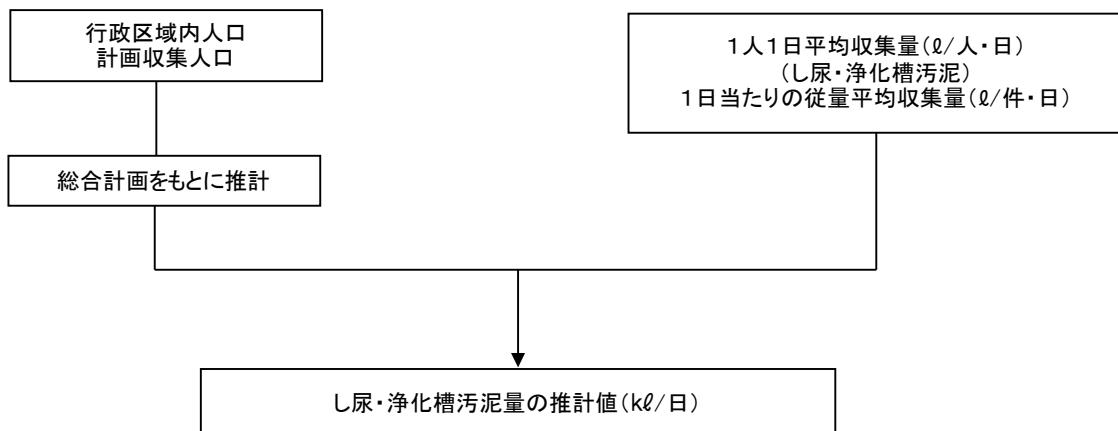


図 4-3-1 し尿・浄化槽汚泥量の推計フロー

し尿・浄化槽汚泥量の推計にあたっては、計画収集人口に係わる、1人1日平均収集量・1日当たりの従量平均収集量（原単位）を算出し、予測を行いました。なお、従量に係る収集件数は、建築、建設等の工事現場仮設トイレから発生するし尿であり、し尿従量収集件数は一定数発生すると見込まれます。

推計方法は、現在の収集方法を考慮して、表4-3-3に示すようにし尿（定期収集、従量収集）、浄化槽に分類し、それぞれ、令和4（2022）年度の実績値とともに令和13（2031）年度まで推計値を求めるものとします。原単位の実績値及び推計結果は表4-3-4のとおりです。

表4-3-3 し尿・浄化槽汚泥量の推計における分類

し尿	浄化槽汚泥
定期収集	浄化槽
従量収集	

表4-3-4 し尿・浄化槽汚泥の原単位の実績値と推計値

	し尿		浄化槽汚泥 (ℓ/人・日)
	定期収集 (ℓ/人・日)	従量収集 (ℓ/件・日)	
平成29年度	3.9	0.9	3.1
平成30年度	4.0	0.8	3.6
令和元年度	4.5	0.8	3.7
令和2年度	4.3	0.8	3.4
令和3年度	3.6	0.7	3.6
令和4年度	3.5	0.8	3.3
令和5年度	3.5	0.8	3.3
令和6年度	3.5	0.8	3.3
令和7年度	3.5	0.8	3.3
令和8年度	3.5	0.8	3.3
令和9年度	3.5	0.8	3.3
令和10年度	3.5	0.8	3.3
令和11年度	3.5	0.8	3.3
令和12年度	3.5	0.8	3.3
令和13年度	3.5	0.8	3.3

※令和4（2022）年度の数値で推定

2) し尿・浄化槽汚泥量の推計

し尿・浄化槽汚泥の原単位の推計をもとに、本市におけるし尿・浄化槽汚泥量を算定すると、表 4-3-5、図 4-3-2 のようになります。

表 4-3-5 し尿・浄化槽汚泥量の推計

単位：人、kℓ

区分	し尿収集人口	し尿量			浄化槽人口	浄化槽汚泥量	し尿・浄化槽汚泥量総量
		定期収集量	従量収集量	計			
平成29年度	527	758	637	1,395	803	916	2,311
平成30年度	472	691	494	1,185	794	1,055	2,240
令和元年度	416	689	441	1,131	667	896	2,027
令和2年度	376	588	432	1,020	651	805	1,825
令和3年度	352	466	437	904	620	808	1,712
令和4年度	339	430	483	913	612	737	1,650
令和5年度	333	425	466	891	603	726	1,617
令和6年度	327	418	449	867	594	715	1,582
令和7年度	321	410	432	842	585	705	1,547
令和8年度	315	402	415	817	576	694	1,512
令和9年度	309	395	398	793	568	684	1,476
令和10年度	303	387	381	768	559	673	1,441
令和11年度	297	379	364	743	550	662	1,406
令和12年度	291	372	347	719	541	652	1,371
令和13年度	286	365	331	696	532	641	1,337

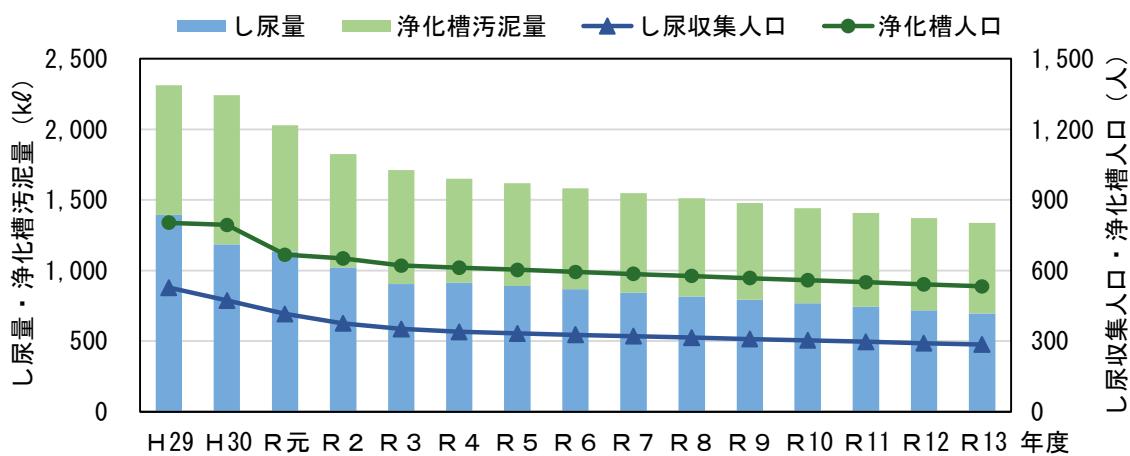


図 4-3-2 し尿・浄化槽汚泥量等の推計

4. 収集・処理計画

(1) 計画の目標

本計画の目標は、8年後の令和13（2031）年度を最終目標とします。社会経済情勢の変化や法律の改正に応じて、目標達成状況や計画進行状況を確認し見直すものとします。

(2) 収集区域

本市内全域を収集対象区域とします。

(3) 収集・運搬・処理の方法

表4-4-1に収集・運搬の方法を示します。

し尿収集については、委託収集により実施します。収集したし尿はし尿中継所へ搬入し、中間処理後、希釀し公共下水道に直放流を行い、豊中市内にある猪名川流域下水道原田処理場で終末処理を行います。

浄化槽汚泥については、許可業者が収集を行います。収集した浄化槽汚泥はし尿中継所に搬入後、し尿と同じ方法で処理を行います。

表4-4-1 収集・運搬の方法

区分	内容	収集形態	収集方法	収集車
し尿	一般家庭	戸別	委託	2・4・7トン バキューム車
	仮設トイレ、事業所等			
浄化槽 汚泥	一般家庭	同上	許可	同上
	事業所等			